

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和元年第 1 2 回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和元年 1 2 月 1 2 日（木）		
開催時間	午後 3 時 0 0 分 ～ 午後 4 時 7 分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	定野 司 教育長	小池 康之 委員	浅井 えり子委員
	河本 孝美 委員		
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	田巻 正義 学力定着推進課長
	志村 昌孝 小中連携教育担当課長 英語教育推進担当課長	小坂 裕紀 教育指導課長	山村 研二 教育改革担当部長 就学前教育推進課長事務取扱 子ども施設指導・支援担当課長事務取扱
	宮本 博之 学校運営部長	五十嵐 隆 学校適正配置担当課長	渡辺 隆史 学校施設課長
	内田 裕司 学校改築担当課長	半貫 陽子 学務課長 おいし給食担当課長	松野 美幸 子ども家庭部長
	菊地 崇 子ども政策課長	森田 剛 子ども施設運営課長	安部 嘉昭 子ども施設入園課長
	臺 富士夫 子ども施設整備課長	櫻井 健 待機児ゼロ対策担当課長	上遠野 葉子 こども支援センターげんき所長
	門藤 敦良 支援管理課長	楠山 慶之 教育相談課長	高橋 徹 こども家庭支援課長
	市川 保夫 生涯学習振興公社局長	菊池 正美 生涯学習振興公社学習事業部長	大久保 慎也 文化・読書・スポーツ計画担当課長
	濱田 良光 地域文化課長	高橋 俊哉 スポーツ振興課長	飯塚 尚美 中央図書館長
	倉本 和世士 生活衛生課長		
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	野口 晋平 教育政策担当係長	坂上 琢 教育政策担当係長
	遠藤 鉄也 教育政策担当主任	清水 均 庶務係長	肥高 浩二 管理係長
欠 席 者	近藤 俊明 委員 古川 弘雄 学校支援課長 下河邊 純子 青少年課長 川口 真澄 待機児対策室長		
傍 聴 者	1 名		
会議次第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和元年 12 月 12 日

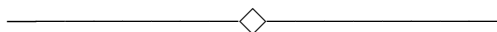
第 12 回足立区教育委員会

午後 3 時 0 0 分開会

○教育長 それでは、ただいまから本年第 1 2 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に浅井委員、河本委員、ご指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

これからご審議いただきます日程第 1、第 8 6 号議案、日程第 2、第 8 7 号議案は、関連する議案ですので、一括で審議したいと思います。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 1、第 8 6 号議案「足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について」、日程第 2、第 8 7 号議案「足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」以上。

○教育長 第 8 6 号議案、第 8 7 号議案について宮本学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 お手元資料の 4 ページ、第 8 6 号議案説明資料をご覧いただきたいと思います。

件名、所管部課名は、記載のとおりでございます。

近年、国や東京都の奨学金制度の充実が図られてきており、令和 2 年度からは国による高等教育の無償化制度が開始されます。

この制度によりまして、低所得世帯の学生は大学等の授業料や入学金が減免されるほか、返済不要の奨学金が支給されることになります。

また、高等学校に関しましても、国や東京都の制度による授業料の実質無償化が進み、令和 2 年度からは私立高校の学生に対する東京都の授業料軽減制度が拡充され、対象世帯の所得制限の緩和が予定されております。このように大学や高等学校進学者に対する経済的支援の環境が整いつつある中、足立区育英資金制度と国や東京都の奨学金制度を比較いたしまして、重複する内容は何か、あるいは国や東京都の制度の支援の手が届いていない部分はどこなのかなどを検証し、区の育英資金制度を存在意義のある制度に再構築すべく、外部有識者や学校長、保護者などをメンバーとした検討委員会で検討を重ねました。その結果を取りまとめ、新たな制度を構築することに伴いまして、必要な規定を整備するための条例改正でございます。

主な改正内容は、2 に記載のとおりでございます。新たな制度では、まず（１）の奨学金貸付につきましては、高等学校を対象から外すことにし、大学と高等専門学校 4 年次から 5 年次、専修学校専門課程に限定いたします。高等学校は授業料の実質無償化が進み、また、貸し付けが必要な場合は、より条件のよい東京都の育英資金があり、区の貸付型を存続する意義がないためです。

これに対して、大学等は高等教育無償化制度の対象が、真に支援の必要な低所得者世帯とされ、4 人世帯の場合で年収 3 8 0 万円未満に限定されており、区の貸付型奨学金を存続する必要があると考えたためでございます。

次に（２）、（３）の奨学金返済支援助成と、（５）の一部償還免除についてでございますが、一部償還免除を奨学金返済支援助成に統合した上で拡充いたします。これまでの奨学金返済支援助成は対象を大学等に限定しておりましたが、高等学校等も対象とするとともに、募集人員を拡大し、さらに支援助成の対象となる奨学金を国の第一種奨学金だけでなく、区の奨学金と東京都育英資金を対象に加えることとい

たします。

(4)の入学準備助成でございますが、大学等につきましては、高等教育無償化制度と内容がほぼ重複することから、終了といたします。その一方で高等学校等につきましては、授業料の実質無償化が実施されてはいるものの入学金が無償化の対象外とされていることや、入学時には入学金以外の経費の負担もあることから、中学校における準要保護世帯の高等学校等への進学者を対象とした入学準備助成金を新設するものでございます。

新制度は新年度の募集から実施したいと考えており、施行年月日は令和2年4月1日としております。

次に11ページの第87号議案説明資料をご覧くださいと思います。

ただいま説明いたしました育英資金条例の一部改正に伴いまして、規則の規定を整備するため、足立区育英資金条例施行規則の一部を改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第86号議案、第87号議案についてご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

今回大幅な改正をさせていただいて、実のあるものにしたいということと、範囲を拡大するというのが内容になっております。いかがですか。よろしいですか。

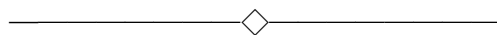
ないようですので、これより第86号議案「足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について」、第87号議案「足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原

案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次の日程第3、第88号議案、日程第4、第89号議案は関連する議案ですので一括して審議したいと思います。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第88号議案「足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例を廃止する条例の送付について」、日程第4、第89号議案「足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例施行規則を廃止する規則の送付について」以上。

○教育長 第88号議案、第89号議案について宮本学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 お手元資料の17ページ、第88号議案説明資料をご覧くださいと思います。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

私立高等学校や高等専門学校への進学者に対して入学資金の融資を斡旋する制度は、高等学校等の授業料の実質無償化が進んだことや他の貸付制度もあることから近年利用者がごく少数になってきており、また今後の利用者増も見込めない状況になっております。利用者数が少ないため、融資窓口である金融機関にメリットがないこともありまして、本制度につきましては令和元年度末をもって終了することといたします。

これに伴いまして、本制度を規定している条例を令和2年4月1日付で廃止するという議案でございます。

次に19ページ、第89号議案説明資料をご覧くださいと思います。ただいま説明いたしました条例の廃止と同様に、同条例施行規則

を同日付で廃止するというものでございます。
説明は以上でございます。

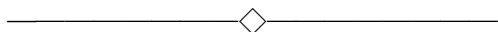
○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第８８号議案、第８９号議案についてご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

よろしいですか。

ないようですので、これより第８８号議案「足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例を廃止する条例の送付について」、第８９号議案「足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例施行規則を廃止する規則の送付について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次の日程第５、第９０号議案、日程第６、第９１号議案は関連する議案ですので、一括して審議したいと思います。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第５、第９０号議案「足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第６、第９１号議案「足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第９０号議案、第９１号議案について松野子ども家庭部長から説明をお願いします。
子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 お手元資料の２１ページをお開きください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

人権尊重の観点から、成年被後見人等を理由に不当な差別がされないように、地方公務員法

の欠格条項からそういった内容が削除された経緯がございます。

さきに、第３回足立区議会定例会でも、幼稚園教育職員の給与に関する条例を改正しております。今回、幼稚園教育職員の期末手当に関する一連の記載の中から欠格条項についての内容が削除されることに伴いまして、今回提出するものでございます。

第９１号議案、２５ページにつきましても、勤勉手当に関する規定から同内容を削除するものでございます。

私からは以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第９０号議案、第９１号議案についてご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

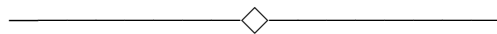
何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第９０号議案「足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則、第９１号議案「足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に、日程第７、第９２号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第７、第９２号議案「足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第９２号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 31ページ、第92号議案説明資料をご覧ください。

区立保育園におきましては年末保育を実施しておりまして、区立の直営園につきましてはその記載が規則にございましたが、公設民営の園についての記載が漏れている部分がございますので、伊興大境保育園については記載があったのですけれども、それ以外の園についても記載を今回させていただくものでございます。漏れがありまして大変申し訳ございませんでした。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第92号議案についてご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

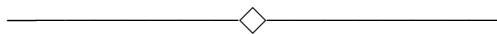
よろしいですか。

ないようですので、これより第92号議案「足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に日程第8、第93号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第8、第93号議案「旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第93号議案について荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 お手元の資料34ページをご覧くださいと思います。区が旅館業の営業

許可を与えるに当たり、旅館業法第3条第4項の規定に基づきまして教育委員会の意見を求めてございます。

今回の施設につきましては資料の項番2「施設概要」に記載のとおりでございます。

また35ページから42ページに参考資料をつけさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

私からは以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第93号議案についてご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

小池委員。

○小池委員 またこういう旅館ができるということで、それも今回はかなり学校に近いところにできるということですが、学校長はどのように言っているのか、まずそこをお聞かせ願いたいと思います。

○教育長 生活衛生課長。

○生活衛生課長 学校長からのご意見ですが、当該施設につきましては、前の道路の見通しがいいので、お子さんについては心配が要らなそうということと、この建物は木造3階建ての小さな集合住宅という感じで、特に目立つ施設でもないで、お子さんも興味本位で施設を触ってしまうことがなさそうで安心しているということです。

○教育長 小池委員。

○小池委員 できれば、ここは旅館ですよ、ホテルですよって、子ども、保護者や地域の方にもわかるようになってほしいと思うのですけれども、今のお話だと、そういう施設だとわからないようになっているということでしょうか。

○教育長 生活衛生課長。

○生活衛生課長 旅館業法上、表示という義務はないのですけれども、ただ、店舗名、名称は掲げるようにという行政指導はしております。

○教育長 本件については、指導すれば、看板な

いし表示をすることができるということですか。

生活衛生課長。

○生活衛生課長 そうです。

○教育長 いかがですか。

河本委員。

○河本委員 学校と目の鼻の先に物件があるので、しかも今回は旅館の室数も多いですし、かなりの利用者の出入りが想像されるのですが、ここは学校の通学路に指定されている道路には面していますか。

○教育長 生活衛生課長。

○生活衛生課長 通学路に入っております。

○教育長 河本委員。

○河本委員 小学校の通学路には一つの学校に5台の防犯カメラが設置されていると思うのですが、学校にとっても近いところでありますけれども、こちらに面した道路にそういった防犯カメラはついているのでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 この建物に面したところには防犯カメラの設置はございません。

○教育長 河本委員。

○河本委員 利用者が多いと思われまして、通学路でもありますし、そういったことを踏まえて、事業者には防犯カメラをつけていただくとか、何か策を練っていただきたいと思います。

それから、オリパラを前に、毎定例会でこういった旅館業の話が出てきておりますが、もちろん今後も、今までと同様、利用の現状把握、実態確認をしていく、それをお願いすると同時に、例えば不適切な形の経営が見つかった場合は、すぐ報告を上げていただき、処置をとっていただくようお願いしたいと思います。

○教育長 生活衛生課長。

○生活衛生課長 まず、第1点目の防犯カメラでございますが、この施設の入り口に防犯カメラを設置する予定でございます。あわせて今回の施設は、39ページに平面図がありますけれど

も、こちらの1階の左側の部屋が事務室になっておりまして、ここに管理人が常駐いたします。

安全面ではそういう形ですけれども、あと、旅館でしたら旅館業法というのがあって、住宅宿泊事業法に基づく規定がございます。その規定に則って保健所としては適切に審査をしております。

今後、違反等があった場合につきましては、その都度立ち入って指導してまいります。また、現在、既に許可を下ろした旅館につきましても監視員が、昨年の段階では旅館業法に基づくものでは大体50回ぐらいの回数で立ち入っております。許可して終わりではありませんので、その点をご安心ください。

○教育長 河本委員。

○河本委員 今のご説明ですと、1階に事務所があるから安全だとか、一つ防犯カメラをつければ安全だとかいうことではなく、学校にこれだけ近いですし、かなりの人数が出入りするということで、例えば防犯カメラの個数の増加であるとか、そういったことも検討していただければと思います。

○生活衛生課長 ご要望につきましては、こちらから施設に申し伝えたいと思います。

○教育長 よろしいですか。

そうしますと、子どもや保護者、地域の方にわかるように看板ないし表示をすることは要請できることなので、これを要請することと、今、防犯カメラの設置の増加については要請をするというお返事をいただいております。

さらに加えて、問題等が発生した場合については報告するようにというご発言があったと思うのですが、これについてはそのようにしていただけるということでよろしいですか。

生活衛生課長。

○生活衛生課長 はい。

○教育長 わかりました。

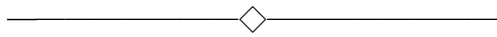
したがいまして、子どもや保護者、地域の方

にわかるように看板ないし表示をするということと、防犯カメラの増設については要請するということと、問題等が発生した場合には遅滞なく教育委員会に報告する、この三つを条件にというご意見だったと思いますし、それは了承いただけるということなので、これを条件に異議なしというので、いかがでしょうか。

今、申し上げた三つを条件として異議なしと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は、今申し上げました三つの条件を付して異議なしと決することにいたします。



○教育長 次に日程第9、教育長報告を議題とします。本日の報告は、第4回足立区議会定例会での主な質疑について報告をさせていただきます。

第4回定例会は、3日間本会議のやりとりがございました。

その中で、幼児教育・保育の無償化ということで、副食費の徴収についてご意見がありました。

これについては、適正化審議会があるのですが、この中で認可保育園の副食費について区独自に補助すべきとの意見も多数あったことを踏まえて、財政負担を十分考慮して支援を拡大する方向で検討していくとお答えしています。

また、私立幼稚園については、各園で差があるものの、保育料とは別に入園料、あるいは施設維持費、教材費などがかかっています。保護者の負担となっている実態を把握しておりますので、私立幼稚園の利用者への支援を拡大する方向で、これも引き続き検討していくという答弁をしております。

また、私立幼稚園の補助金の支払い方法につ

いては、これまでも利用者から見直しの要望が寄せられておりまして、これは償還払いをしているわけですが、これを直接お支払いできないのかということで、これについては、事務負担が増加することになる幼稚園側の意見も伺いながら、保護者にとってよりよい支払い方法について前向きに検討していくとご答弁させていただいております。

それから、保育園、認可保育所が増えることの課題は、保育士の確保、あるいは保育の質の確保だという点についてのご質問をいただいております。

これについては、重要な課題であると認識し、まず保育士の確保については、ハローワークや区内保育士養成校との共催での就職相談会、あるいは潜在保育士を対象にした再就職セミナーを開催し、保育士の確保に努めていること。また保育士の住居借り上げ、あるいは奨学金返済などの経済的支援を引き続き実施していること。

保育の質については、指導検査、巡回指導などで一定の保育の質が担保されていることを確認しているけれども、課題を抱える園もあり、保育現場においては区の園長級の保育士が直接助言を行うほか、具体的な対応を示すことで適正な保育園運営が行われるように支援していくとお答えしております。

それから、無償化の話ではもう一つ、高等教育の無償化ということのご意見をいただいております。先ほどご決定いただきましたけれども、令和2年度の新しい奨学金の募集からの実施に向けて現在再構築しているのご報告させていただいて、これについては国や都の制度を前提として計画したものだということで、先ほどご提案したものでございます。

区内大学では、周知のことなのですが、この無償化制度について入学希望者や在学生への説明会などを実施しているということ、区内の高校の保護者に対して奨学金アドバイザー

一などによる説明会や個別相談会を実施するなど、これからも充実を図っていく。あわせて、国等も含めた育英資金、いろいろな制度がありますけれども、こういった制度の一覧やパンフレットを中学校等に配布して制度の周知をさらに図っていくと答弁させていただいております。

また相談の方法ですけれども、窓口や電話に加えてメールでも現在行っておりますけれども、今後もの確な対応ができるように体制を整備すること。それからもう一つの足立区奨学金返済支援助成制度の拡大、大学等入学準備金支援助成制度の見直しは先ほどご決定いただきましたけれども、今後第1回区議会定例会に条例改正を提案する方向で準備を進めているとご答弁させていただいております。

それから、教員の多忙化対策の中で、部活動指導など特定4業務について教育特殊業務手当が支給されている、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、給特法と呼んでいますけれども、これがあるのですけれども、これが国会で変形労働時間制を導入するということで既に法案が通過しております。

これについては、教育委員会として、本制度が教員の働く意欲を高め、真に働き方改革につながる制度になるよう、東京都条例が必要なのですけれども、この条例制定に向けて東京都に働きかけていくと答弁させていただきました。

それから、台風15号、19号の災害の際に保育園をどのように開園したのか、休園にしたのかというご質問をいただいております。台風15号の際は区内の保育園136全て開園しております。台風19号の際は区内の河川が危険水位を超える可能性が非常に高かったので、区内全ての保育園を逆に休園しております。ただし、警察、消防などライフライン関係の方を対象とした災害対応園を三つ指定しまして、うち1園で代替保育を実施していると報告さ

せていただいております。

また、水害時の対応についてなんですけれども、避難準備情報が発令された地域では休園することにしておりますけれども、では発令以前の台風接近に伴う場合、保育園の休園、開園をどうするのかという点については、国の基準がないので、保護者の就労支援のため原則は開園していくのですが、この台風19号のように避難指示あるいは避難勧告等が発令される可能性が高い場合は、子どもの命を第一と考えてあらかじめ休園を決定することも必要という考えから、国が、今年度中に休園基準を策定するという話もありますので、今後の災害時の対応について検討していくというご答弁を差し上げております。

それから、災害関係でもう一つ、宮城あるいは江南の地域については老朽化が進み、あるいは避難所として高さの問題とか、そういったところでどうなのかとご質問をいただいております。こうした学校の更新時期というのはこれまで建設年次、あるいは改修歴、施設の現状等を踏まえて決めていたけれども、台風19号の経験から今後は水害等の災害対策の指定を含めて改築順序を定めるよう改めていくということ、中でも宮城・小台地域は優先度が高いと認識しており、現在見直しに着手して、令和2年度末までにまとめる学校施設更新計画の中で建て替えの優先順位をお示しするように答えさせていただいております。

私から、足立区議会第4回定例会での質疑についての報告をさせていただきました。

続いて、報告事項に入ります。報告事項の質疑については全ての報告が終了しましてから一括でいただきたいと思います。

まず(1)、(2)について、小坂教育指導課長、お願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 43ページをご覧ください。私からはまず第2回足立区図書館を使った調べ

る学習コンクールの応募状況及び審査結果について報告させていただきます。

1の「応募状況及び審査結果」をご覧ください。()の数字は昨年度の数字となっており、実数が今年度の数ですので、ご覧ください。小学校は69校中66校、中学校は35校中29校の参加になりました。

(2) 応募数及び全国審査への出品数でございます。今年度は応募総数6602、昨年度は782ですので、大幅な応募の増加となりました。

その中で足立区入選の欄は、総数の2%が入選となる規定がございますので、その2%に相当する131点を全国コンクールへ出品させていただきました。

(3)をご覧ください。昨年度はなかったのですが、今年度、足立区特別賞を設けさせていただきました。賞の種類等は記載のとおりでございます。また裏面に一覧を記載しておりますのでご覧ください。

今後の方針でございますが、教員の研修により、内容のさらなる充実を図っていきたいと思っております。また、全国審査等で上位に入った作品についてはアトリウムなどで広く公開するなど検討の視野に入れてまいりたいと考えております。

続きまして45ページをご覧ください。外国籍及び帰国児童・生徒に対する日本語指導に関する検討状況についてご報告させていただきます。

検討委員会のメンバーなどは1の記載のとおりでございます。

2「確認事項及び検討内容」でございますが、記載のとおりでございますけれども、特に(2)番、「足立区外国人児童・生徒等受入れの手引き」の作成につきまして、先進地区、また第四中学校夜間学級のノウハウをもとに検討に入っているところでございます。

指導内容や教材、評価等についても触れてお

ります。

「今後の方針」につきましては、裏面にその手引きの構成を載せさせていただいておりますが、その内容についてさらに検討を深めてまいりたいと思っております。令和2年度の開始に向けて準備を進めてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○教育長 次に(3)について、内田学校改築担当課長、お願いします。

学校改築担当課長。

○学校改築担当課長 47ページをお開きください。江北小学校・高野小学校統合校建設事業に伴う基本構想・基本計画についてでございます。

所管部課名は記載のとおりでございます。

現在、新しくできる女子医大の工事現場の北側の土地に統合校を計画しているところでございます。基本方針などは記載のとおりでございますが、特に基本方針のクの「防災拠点としての施設」については、後ほどご説明しますが、さきの水害などを受けまして、その視点も含めて考えてございます。

(2)の「施設概要等」でございます。鉄筋コンクリートの4階建て、敷地・延床面積は記載のとおりでございます。

下の囲みの中で、各階の教室などをご案内してございますが、防災面から屋上には太陽光パネルなどを設置してまいります。

また、一番下ですが、校庭には通常のトラックですとか、直線レーンのほか、プールも備えてございます。プールを備えても校庭を広く確保できることから、このような設えになっております。

48ページをご覧ください。水害の視点を考慮した主な防災設備でございます。体育館につきましては、水害を想定しまして、水没しない2階にいたします。また、体育館に至る2階への直通階段は4.5メートル程度の大きな階段で、明確に安全に避難ができるような設えにし

てございます。

重要な電気設備などは水没しないようなところに設置しております。

また、先ほど申しましたが、太陽光パネル、蓄電池なども設置いたしまして、有事の際に活用できるようになっております。

今後の予定は記載のとおりでございます。

その他、詳細は別添の「基本構想・基本計画書」をご覧くださいければ幸いです。

私からは以上でございます。

○教育長 次に（４）について、森田子ども施設運営課長、お願いします。

子ども施設運営課長。

○子ども施設運営課長 資料の４９ページをご覧ください。

件名は、足立区立保育所指定管理者公募の延期についてでございます。

所管部課名は記載のとおりでございます。

区立保育所の管理に関する業務を指定管理者に行わせる場合、特別の事情があると認めた場合を除き、事業者を公募することとしております。今回、「特別の事情」に該当する事情が発生したため、新田おひさま保育園の公募を延期するという内容でございます。

令和元年度に公募を予定していました新田おひさま保育園は、一時的な保育需要に対応するために平成２３年に開園し、令和２年度末で１０年の指定管理期間が終了します。今般、今後の新田地区の保育需要を踏まえ適切な指定管理期間を検討するために公募を延期するものです。同地区にございます他の公設民営保育園２園の指定管理期間である令和４年度末まで期間を延長し、令和３年度に３園合わせて適切な指定管理期間を検討してまいります。

新田地区の保育園の現在の指定管理期間は３に記載のとおりです。

今後の方針ですが、必要な規定を整備した後に、現在の指定管理者の指定期間延長が妥当かどうかを足立区子ども施設指定管理者等選定

審査会で判断していただく予定でございます。

私からは以上でございます。

○教育長 次に（５）について、臺子ども施設整備課長、お願いします。

子ども施設整備課長。

○子ども施設整備課長 資料の５０ページをご覧ください。

件名、所轄部課名については記載のとおりでございます。

令和２年４月１日開設の認可保育施設への支援についての報告でございます。待機児童解消を目標としています令和２年４月には新たに２３園の保育園が開設する予定でございます。そのため新規開設園支援の取り組みについて改めて報告させていただきます。

１の「支援内容」になりますけれども、来年の１月に、新規開設園にお集まりいただきまして事前の説明会を実施いたします。事務の取り扱いや連絡報告についての説明と合わせまして、再度「足立区教育・保育の質のガイドライン」につきまして、取り組みとその活用についてお話しさせていただきます。

その後、園児の受け入れ前に、認可に基づきました施設の安全状態の確認、園児の受け入れ体制の確認をさせていただきます。また、実際の受け入れにつきましても職員で手分けいたしまして訪問し、受け入れ体制の状況について確認させていただきます。

巡回支援につきましては、保育士、看護師、栄養士のチームを派遣いたしまして、記載の項目アからオごとに園を訪問し、支援してまいります。

次に２の「保護者や保育士からの相談」になりますけれども、近年、園を多く整備していることで、それに伴いまして相談等の件数が増えている状況でございます。取り組みといたしましては、苦情や相談を受けた場合には必ず園や法人に状況を確認いたしまして、問題を解決するように取り組んでございます。

今後の方針でございますが、待機児童解消を目標としています令和2年4月の開園は絶対でございますので、事業者と連絡を密にとりまして、進捗状況を把握し、進行管理を徹底してまいります。

私からの報告は以上であります。

○教育長 次に（6）について、高橋こども家庭支援課長をお願いします。

こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 51ページをご覧ください。

件名ですが、「区内4警察署との児童虐待の未然防止と要保護児童の早期発見に向けた連携強化に関する協定の締結について」でございます。

所管部課名は記載のとおりでございます。

内容でございます。児童虐待事案が増加、多様化している現状を踏まえまして、足立区と区内4警察署において、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律に基づきまして、連携の一層の強化を図るため、協定を締結したものでございます。

「協定内容の概要」でございます。3点あります。1点目、区及び警察署が相互に保有する必要な情報の共有に努めること。2点目、要保護児童対策地域協議会個別ケース会議に警察署も参加するように努め、相互に情報共有を図り児童の安全確保に努めること。3点目、児童の居場所が判明しない場合や保護者が児童と会わせることを拒むなど、児童の安全の確認ができない場合における連携を強化してまいります。

協定書の内容でございますが、次のページをお開きいただきまして、協定の概要ですが、協定書としては52ページ、「記」の部分に3項目ございまして、その細かい部分が53ページの「申合わせ事項」という形でございます。内容の要点としましては先ほどの3点でございます。

51ページにお戻りいただければと思います。協定の締結日ですが、12月9日に締結してございます。なお、本協定に基づく個人情報の取り扱いにつきましては、児童福祉法及び児童虐待防止等に関する法律に基づいてなされるものでございまして、11月に開催しました足立区情報公開・個人情報保護審議会におきましても報告していることを申し添えさせていただきます。

他区の状況ですが、23区中14区で同様の協定が締結されている状況でございます。

今後の方針でございますが、児童虐待案件のうちリスクの高い事案につきましてより迅速に対応していく方向性を記載させていただいております。

私からは以上です。

○教育長 次に（7）について、大久保文化・読書・スポーツ計画担当課長、をお願いします。

文化・読書・スポーツ計画担当課長。

○文化・読書・スポーツ計画担当課長 54ページをお開きください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

平成29年度から条例設置いたしました足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議にて、文化・読書・スポーツの3分野の計画を一体的に進めてまいりましたが、このたび総合推進会議から答申をいただきまして、三つの計画の素案を策定し、それを踏まえて現在パブリックコメントを実施しているという内容でございます。

項番1には計画素案について記載させていただいてございます。（1）の全体構成でございますが、第1章の共通理念から第4章の施策体系まで三つの計画で構成は同じでございます。具体的な施策や事業は第4章に記載してございますが、詳細は別添資料をご覧くださいければと思いますけれども、今回は3分野に共通する視点を、子どものころから、身近、つながり

の3点と捉えた上で、それぞれの計画で重点項目を定めております。

文化分野については、これまでは文化芸術振興の観点から文化芸術との出会いの場の創出に力を入れてまいりましたが、これからはそれを一歩先に進めて、つながりという部分に力を入れまして、文化芸術の輪の広がりを作っていきたいと考えています。

読書分野については、アンケート調査の結果から見えてきました傾向から、例えば子どもと保護者への働きかけですとか、複合施設のメリットを生かした他分野との連携事業、民間等との連携による読書環境の整備などを重点項目と捉えてございます。

スポーツ分野については、今回の計画ではいわゆる競技スポーツだけではなく、健康のための簡単な体操などの意識的に体を動かす活動、こちらを区として推進していく意味を込めまして、運動・スポーツという言葉を使わせていただいております。計画の名称も「運動・スポーツ推進計画」としていることから、身近ですとか、気軽、こういった言葉をキーワードと考えていきたいと思っております。

55ページになりますが、項番2、「パブリックコメントの実施について」は記載のとおりでございます。

項番3、「今後の予定」につきましては、パブリックコメントでいただいたご意見に対する区の考え方をまとめた上で、令和2年2月には計画を決定させていただきたいと考えてございます。具体的な内容については2月の定例会でご報告をさせていただきたいと存じます。

「今後の方針」については記載のとおりでございます。私からの説明は以上でございます。

○教育長 ただいま所管から7件の報告がありました。これらの件につきまして各委員からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。何か質疑はありますか。

浅井委員。

○浅井委員 調べる学習コンクールですけれども、私自身審査をさせていただいて、昨年に比べて本当に中身も濃く、もちろん出展数も多かったのですけれども、レベルがすごく上がっていて、審査をしていて本当に楽しくやらせていただきました。でも全校ではなくて、残念という感じがあるので、来年以降はぜひ全校から応募があるように、ぜひ教員へ働きかけてほしいなと思います。

それと、いろいろ内容的にも幅広かったのですけれども、来年はオリパラの年なので、私自身、例えばオリンピックやスポーツのドラマとかを見ていても、すごく奥が深くて楽しそうに感じるのですけれども、またそういう題材なんかもすごく面白いし、多分それでオリパラに興味を持ってくれる子も増えるかなと思いますので、スポーツなんかも面白いかなと思うし、幅広いいろいろなことの分野で調べ学習をしてほしいなと思っています。ぜひそういう方向で進めていくように頑張ってください。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 応援の言葉ありがとうございました。今の言葉を校長会でも伝えさせていただいて、また今回、教員研修がとてもよかったという講評を受けています。昨年度1回目ですという形で、アドバイザーの視点でいただきながら今回研修を進めることができました。来年度も、今年度の作品をもとに、視点をしっかりと子どもたちにも広く宣伝して、続けてまいりたいと思います。

また、地域図書館とも連携できましたので、さらにその連携も深めて図書館の利活用についても進めてまいりたいと思います。これからの受け入れにつきましてもその視点をぜひ子どもたちに伝えてまいります。

○教育長 小池委員。

○小池委員 引き続きですけれども、もしできたらお願いしたいなということで、来年はアトリ

ウムに展示していただくので、それは大賛成なんですけれども、この入賞作品の学校名を見ると多少偏りがあったなとも感じられるので、いくつかいい作品を住区センターとか地域の児童館とかでも少し展示し、こういうことをやっているのだよ、こういうふうに調べるといいのだよというヒントになるようにしていただくと、より一層応募が増えるかなと思いますので、できたらよろしく願いいたします。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 その視点もぜひ、次回の検討事項にさせていただきたいと思います。ただ、アトリウム展示のときに、作品を、PDFでやるのがいいのか、レプリカを並べるのがいいのかとか、そのあたりも検討事項になりますので、よろしく願いいたします。

○教育長 そうなのですね。難しいところがあると思いますけど。

小池委員。

○小池委員 あとは期間をずらしてもできるかなとは思うのです。それをまた全部どこかへ持っていくのじゃなくて、その中の一部をここにということでもいいとは思うのですけれども。

○教育長 初めてやることなので、検討させていただいて。確かに、壊されちゃっても困りますものね。

というところで、よろしいですか。

河本委員。

○河本委員 続いて同じ調べる学習なのですから、応募がなかった学校はどんな理由があるのですか。

それから、図書館になるべく足を運んで実際に本をとって調べて自分なりに学習を深めてほしいというねらいがあるので、文献だけではなく、例えば行った図書館を詳しく、何回足を運んだとか、そういうようなことも中身に入っていくといいのかなという感じがしているんですが。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 応募がなかった学校ですけれども、すみません、そちらについては理由までは聞いておりませんので、何か参加をするのにハードルがあるのであれば改善をしていきたいと思いますので、それについてもヒアリング等で対応していきたいと思います。

また、図書館に行った回数等も、図書館に行ったのか、また場合によっては区から出て使っているという話も聞きましたし、または学校図書館だけで終わったという話も聞いていますので、そのあたりも少し対象に入れて今後生かしていければと思います。

○教育長 よろしいですか。

では、出さなかったことについては後でヒアリングをよろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

河本委員。

○河本委員 次の外国籍の案件ですが、保木間小学校で受け入れ準備が始まるということで、現状、区内にどのくらいの外国籍の児童・生徒がいるのかとか、開設したときにどのくらいの人数を見込んでいるとか、そのあたりを聞かせていただければと思います。

○教育長 教育指導課長

○教育指導課長 籍数ですと少しわからないのですが、支援を必要としている方は約100名という数字が出ています。

ただ、100名なのですが、これは今、教員の感覚で調査をとっているものですので、どこまでが、例えば学習言語ができないのか、日常言語が難しいのかというところでも基準はかなり違うと思います。今の感覚で言うと、日常言語は問題がないというところでの基準が一番多いのかなと思いますが、基準が変わってくるとかなりの数が必要になるのかなというところがありますので、このあたりも含め、現在、調査項目を挙げて、学校にお示しし、また保護者、生徒がどれだけ活用するかという数もこれから確認していく作業が始まっていく状況で

ございます。

○教育長 籍だけで言うと1,500名を超えています。

よろしいですか。

ほか、ご質問、ご意見をどうぞ。

小池委員。

○小池委員 これは通級ですか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 現在は保木間小学校内に中学校の生徒が通級をするということで考えています。小学校においてはなかなか通級が難しいということもありますので、通訳派遣、日本語講師、指導講師の派遣をより充実していくような形や、今回作成した手引きを小学校にも活用する形で考えていければと思っています。

いずれは小学生についても通級指導教室も検討の視野に入れながら考えていきたいと思っています。

○教育長 よろしいですか。

ほか、いかがですか。よろしいですか。

河本委員。

○河本委員 区内4警察の児童虐待の連携強化ですけれども、まず早期発見に向けた連携なので、早期発見ということは、学校や医療機関からの通報がまず第一歩だと思うのですけれども、それを受けて4警察が連携をすると、「協定内容の概要」の中に、要対協の個別ケース会議に警察署も参加すると書いてあるのですけれども、今まではケース会議には警察の方は全く参加していなかったのでしょうか。

○教育長 こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 まずは早期発見の部分でございますが、今回の協定は、警察が認知する児童虐待事案、要は110番通報で、その中でこれは児童虐待と判断されたものについては、児童相談所に基本的には通報しているわけなのですが、同じ情報を区がもらうことによって私どもが取り扱っている案件に引っかかってくれば、やはり私どももリスク感を高めて対

応していかなければいけないというようなところで活用していけたらと思っております。一般の通報につきましては、保育園、小学校、医療機関等々、要保護児童対策地域協議会のネットワークの中での通報を作るような仕組みにしているところでございます。

2点目でございますが、要対協の個別ケース会議への警察署の参加ですが、今までも随時お声がけはしてきてはおります。例えば最近あった事例ですと、小学生のお子さんが一時保護された。それで児童相談所が預かっていたのだけれども、家庭復帰の調整ができたので家庭に帰す際の関係者会議のときなどにお呼びしております。

今般、警察から児童相談所に通報する事案のうちの一部を区が対応するというような流れに変わりつつありまして、そういった流れも踏まえていくと、今後やはり警察を呼んでケース会議をやることが多くなるだろうと見込んでおります。継続して、なるべく警察にもお声がけて、来ていただくような方向で考えているところでございます。

○教育長 河本委員。

○河本委員 家庭の中に入れるという点では、児童相談所と警察、この2つしか頼りにできないわけであって、学校も含めて、そういった生命の危機に瀕することのないように、これからも連携をさらに強化するとともに、危機感を持ってやっていただきたいと思います。

○教育長 こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 委員のおっしゃるとおり、全国的にも、野田の案件につきましては、小学校に通っている中のお子さんがという事例でございました。やはり長期的にお子さんの安全確認ができないというのは一番リスクが高くなってまいりますし、そこに立ち入る権限というのは、実は一番頼れるのは警察かなというふうにも、スピーディーに立ち入るのは警察と思っておりますので、そういった意味でも危

機感を高めつつ対応していきたいと思います。

○教育長 小池委員。

○小池委員 関連してお願いしたいことは、今の野田の件もありましたけど、他地区から足立区に入ってくる、それから足立区からほかの地区に移ったお子さんの安全確認ということと、私たちの中で担当が変わったときの引き継ぎ、その点だけは見落としがないようにお願いしたいと思います。

○教育長 こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 委員がおっしゃったとおりでございまして、転居に伴いましてやはり家庭環境が変わるということの中でのいろいろな課題が生じる可能性があるのは踏まえていきたいと思います。

また、2点目の担当の変更でございます。私どもも人事異動等で変わるときがございます。そうすると、どうしてもリスク感が伝わらないところは、常に私たちの中でも話し合いながら進めていきたいと思っております。

○教育長 はい、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

はい、浅井委員。

○浅井委員 文化・読書・スポーツの計画のことで、身近で気軽にできるスポーツを提供していくということなのですけれども、今までも子どもだと、放課後子ども教室とか、そういう形でいろいろやっていて、それでもやはり足りないのという部分と、どういうことをどんな形でやっていこうと思っているのか、聞かせてほしいなと思います。

○教育長 スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 これまではやはりスポーツというとグラウンドとか体育館とか、そういうスポーツ施設をイメージする場合が多かったのですけれども、やはりなかなか学校も含めて、そういう施設の余裕がない。それも改善していく必要があるのですけれども、それに加えて、自宅や自宅周辺とか、そういうところでも体を

動かしたりできるものをご案内していったり、そういうものも含めて広く運動を捉えて進めてまいりたいと考えてございます。

○教育長 浅井委員。

○浅井委員 今までも結構そういう形でやっていませんでしたか。何となくいろいろな形で、各住区センターや地域学習センターなどでやっているようには感じるのですが、それでも全然上がってなくて、同じようなことをやってもスポーツを行う人数が増えていくのかなというのがちょっと疑問に思うのですけれども、まあ運動も含めてですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○教育長 スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 これまでも全くやっていなかったわけじゃないのですけれども、周知というか、そういう面で足りない部分が多かったかなと思います。より身近に本当に関われるように、さらに進めてまいりたいと思います。

○教育長 浅井委員。

○浅井委員 言いたいことはわかりますが、実際それでパーセンテージが上がっていくのかについては、未知なので、上がるように頑張ってください。

○教育長 すべき施策の体系とか指標とか、そういうものがあるのでしょうか。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 スポーツ実施率を高くしていくように努めてまいりたいと思います。

○教育長 というわけで、具体的施策もあって、成果指標もあって、それを上げるために努力していくということですね。

ほか、いかがでしょうか。

はい、小池委員。

○小池委員 江北小学校・高野小学校の統合施設について、2つお願いがあります。

1つ目は、実は私も新築して開校となった学校の副校長をやったことがあり、そのとき教室の空きが3つ4つありました。それからパソコ

ン室と大きな図書室が廊下を挟んで両側にあって、調べ学習が円滑に進むようになっていました。1階のランチルームも光がとれて、明るくて大きなランチルームで、2学年分がランチルームで給食を食べられるようになっていました。それが今はランチルームが図書室になって、図書室が教室になる、パソコン室は移動しているというように、初めのコンセプトから随分学校が変わってしまったのを私も現実に見ています。

ですから、まず1つは、見込まれる児童数に応じて、それより余分に教室等を作って計画は立てていらっしゃると思うのですが、ぜひその見込みをなるべく多めにとってほしいです。開校したけれども5年後、10年後には児童数が増えて、元々の部屋が別の用途の部屋になってしまったというのはなるべく避けていただきたいです。

それから2つ目に、1階に図書室がある。それは大賛成なのですけれども、開校が令和4年で、まだ時間がありますので、少し検討していただきたいのは、学校がお休みのときとかに、地域の方が読書のために図書室を活用できるとか、柔軟な図書室の活用が、この学校の計画だったら検討の余地があるのではないかなと感じます。そこら辺を検討していただければと思います。

○教育長 学校改築担当課長。

○学校改築担当課長 まず、1点目の児童数などについてですが、見込みよりも1学年1教室ずつ多く見込んで設定しております。さらに、多目的教室と記載がありますが、プラス3室余裕をとってございます。この程度の余裕を持てば問題ないという見込みでございます。

また、2点目の図書室ですが、確かに1階に図書室がございますので、選挙のときなどはその隣の多目的ホールも活用することなどから、あとは運用のほうでそういう問題が解決できるかどうか検討できるのかなと思います。

○教育長 よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

ないようですので報告事項を終了させていただきます。

そのほか、何かございますか。

小池委員。

○小池委員 私と河本委員で、10月以降中学校の成果発表授業を見させていただきました。

見て感じたことは、例年よりも授業の質が高まっている、いい授業になってきているということです。校長に、今日の授業いい授業でしたね、生徒も一生懸命学習していましたね、という話をすると、校長から返ってくる言葉はお三方とも、小中連携が進んでいて、まず一つは子どもがよく育っていますと言ってくれます。子どもが非常に自分の意見を前向きに発表する授業、それを中学校の校長は、よく頑張ってきてくれる、勉強してきてくれる、新しい学習指導要領に応じた学習が進んでいると言っていました。

それと校長は、中学校の教員も、小学校の授業から学んでいると言っているのですね。そういう意味で、小中連携を始めてもう10年近くになるのでしょうか。ここへ来て、その成果が出てきたなと感じています。これはその当時校長をやっていた私からすると、非常にありがたいことだなと感じていて、継続は力だなと思っています。

もう一つですけれども、中学校の授業で今回、本当にいい授業だなと感じる授業がいくつもありました。その中の一つは、国語の授業でグループ活動をしているのですが、そのグルーピングも、子どものノートだとか、作品だとか、発言だとか、それに合わせて1時間1時間グルーピングを変えていると。そういうふうになれば授業は活発になりますよね。よく授業の内容を理解できている子も理解できていない子も合わさってそこでグルーピングできているわけですから、いい授業になっていくのは当然だ

と思うのです。そこで、そういういい授業をする教員の、例えばビデオとか映像をいろんなところで見せて、いろんな教員に公開していただきたいです。

ただ一つ、これは大事なことで、いい授業も、それがいい授業とわかる教員と、なかなか感じ取ってもらえない教員がいるので、やはりそこに解説が必要だと思うのです。そういう意味では、いい教員の1時間の授業をただ撮って見せるよりは、編集が必要だと思います。

それから二つ目に、そういういい授業をする教員の授業計画は、授業の前、前段階の準備のところから、こういう計画をして、こういう子どもの作品を読み取っているからいい授業になるのだと。それで、授業が終わった後の子どもの作品とかプリントとかをどう評価しているから次の授業につながるのだと。指導と評価の一体化と言いますけれども、やはりそこら辺も見てわかるような映像でないと、ただ、いい授業だよってビデオを見せただけではつながらないと思うので、ぜひそういうところを工夫して、足立区にもいい授業をやる教員がいっぱいいますので、それを広めていくことも考えていただきたいなと感じています。

○教育長 教育指導部長。

○教育指導部長 中学校の授業、お褒めの言葉をいただきまして、ありがとうございます。次の教育委員会で東京都の学力調査結果のご報告をさせていただけるかと思います。その結果の状況も見ていただきながら、この点に関してはまた議論させていただければと思っております。ありがとうございます。

○教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第12回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

ありがとうございました。

令和元年 第 1 2 回
足立区教育委員会定例会

日 時 令和元年 1 2 月 1 2 日 木曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 教育委員会室

1 議 事 日 程	頁
日程第 1 第 8 6 号議案 足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について…	1
日程第 2 第 8 7 号議案 足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付に ついて……………	1 0
日程第 3 第 8 8 号議案 足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例を廃止する条例 の送付について……………	1 6
日程第 4 第 8 9 号議案 足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例施行規則を廃止 する規則の送付について……………	1 8
日程第 5 第 9 0 号議案 足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改 正する規則……………	2 0
日程第 6 第 9 1 号議案 足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改 正する規則……………	2 4
日程第 7 第 9 2 号議案 足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部 を改正する規則……………	2 9
日程第 8 第 9 3 号議案 旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について…………	3 3
日程第 9 教育長報告	

2 報 告 事 項

(1) 第 2 回 足立区 図書館を使った調べる学習コンクールについて

《小坂 教育指導課長》 4 3

(2) 区立小中学校に在籍する外国籍及び帰国児童・生徒に対する日本語指導に関する検討
状況について

《小坂 教育指導課長》 4 5

(3) 江北小学校・高野小学校統合施設建設事業に伴う基本構想・基本計画書について

《内田 学校改築担当課長》 4 7

裏面へ続く

- (4) 足立区立保育所指定管理者公募の延期について 《森田 子ども施設運営課長》 4 9
- (5) 令和2年4月1日開設認可保育施設への支援について 《臺 子ども施設整備課長》 5 0
- (6) 区内4警察署との児童虐待の未然防止と要保護児童の早期発見に向けた連携強化に
関する協定の締結について 《高橋 こども家庭支援課長》 5 1
- (7) 文化・読書・スポーツ分野計画素案の策定とパブリックコメントの実施について
《大久保 文化・読書・スポーツ計画担当課長》 5 4

3 情 報 連 絡 事 項

- (1) 「足立区教育振興ビジョン(案)」のパブリックコメントの実施について
[教育政策課] 5 6
- (2) 令和2年度新入学児童・生徒の区立小・中学校希望選択応募状況最終集計表の
公表について [学務課] 5 7
- (3) 家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について [子ども施設入園課] 5 8
- (4) 事業実施報告・実施予定 [青少年課] 5 9
- (5) 行事实施結果・実施予定 [生涯学習振興公社] 6 1

第 8 6 号議案

足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区育英資金条例の一部を改正する条例

足立区育英資金条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 各号列記以外の部分中「高等学校等とは、次の各号」を「次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号」に、「ものをいう。」を「ところによる。」に改め、同条第 1 号中「規定する大学」の次に「（法第 9 7 条の大学院を除く。）」を加え、同条第 4 号ただし書を次のように改める。

ただし、同法第 1 2 5 条第 1 項の高等課程及び専門課程に限る。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

（ 2 ） 大学若しくは専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上のものに限る。以下同じ。）に入学し、又は大学、専修学校の専門課程若しくは高等専門学校の 4 年次から 5 年次までに在学すること。

第 2 条に次の 1 号を加える。

（ 4 ） 前 3 号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。

第 3 条第 1 号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「独立行政法人日本学生支援機構法」を「前条の貸付、独立行政法人日本学生支援機構法」に改め、「（以下「第一種学資貸与金」という。）」を削り、「の貸与」の次に「又は東京都育英資金条例（平成 1 7 年東京都条例第 3 1 号）第 5 条の奨学金の貸付」を加え、同号ウを同号エとし、同号イを同号ウとし、同号アを次のように改める。

イ 大学、高等学校、高等専門学校又は学校教育法施行規則（昭和

２２年文部省令第１１号）第１５０条第３号の規定により文部科学大臣の指定を受けた専修学校の高等課程に入学し、又は在学すること。

第３条第１号にアとして次のように加える。

ア 足立区内に引き続き６箇月以上住所を有する者であること。

第３条第２号中「大学入学準備金支援助成」を「高等学校等入学準備助成」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 足立区内に住所を有する者であること。

イ 貸付に係る申請を行った日が属する年度に中学校を卒業し、高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学する見込みであること。

第３条第２号ウ中「修学」を「進学」に改める。

第１０条第２項を削る。

別表第１を次のように改める。

区分	国立・公立学校		私立学校	
	入学資金	修学資金	入学資金	修学資金
大学 専修学校 (専門課程)	200,000円	35,000円	300,000円	45,000円
高等専門学校 (4年次から5年次まで)		35,000円		45,000円

別表第２奨学金返済支援助成の項中「第一種学資貸与金の」を削り、同表大学等入学準備金支援助成の項を次のように改める。

高等学校等入学準備助成	50,000円
-------------	---------

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の足立区育英資金条例第 2 条の規定により学資金の貸付を受けている者については、その貸付期間が満了するまでの間、なお従前の例による。

(提案理由)

育英資金制度の再構築に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 8 6 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 1 2 月 1 2 日

件 名	足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	学校運営部学務課
内 容	1 改正理由 国による高等教育無償化制度の開始に伴い、育英資金制度の再構築を図るため、足立区育英資金条例の一部を改正する。 2 主な改正内容（別紙、新旧対照表を参照） （1）奨学金貸付（第2条第2号） 貸付対象は、大学等のみとする。 （2）奨学金返済支援助成（第3条第1号イ） 「奨学金返済支援助成」の対象は、大学等の他、高等学校等を加える。 （3）奨学金返済支援助成（第3条第1号エ） 「奨学金返済支援助成」の借入先対象に、第一種奨学金の他、「奨学金」及び「東京都育英資金」を加える。 （4）大学等入学準備金支援助成・高等学校等入学準備助成金（第3条第2号） 「大学等入学準備金支援助成」を見直し、「高等学校等入学準備助成金」を新設する。 （5）一部償還免除（第10条第2項） 「一部償還免除」を終了する。 3 施行年月日 令和2年4月1日から施行する。
今後の方針	

足立区育英資金条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
足立区育英資金条例 (定義) 第1条の2 この条例において、<u>高等学校等とは、次の各号に定めるものをいう。</u> (1) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。） 第1条に規定する大学 (2) 高等学校 法第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。） (3) 高等専門学校 法第1条に規定する高等専門学校 (4) 専修学校 法第124条に規定する専修学校。ただし、<u>修業年限2年以上の専門課程及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により、大学入学に関し、専修学校の高等課程の修業年限3年以上の課程で、文部科学大臣が別に指定したものに限る。</u> (貸付の資格) 第2条 学資金の貸付を受けることができる者は、次の要件を備えていなければならない。	足立区育英資金条例 (定義) 第1条の2 この条例において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u> (1) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。） 第1条に規定する大学（<u>法第97条の大学院を除く。</u>） (2) 高等学校 法第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。） (3) 高等専門学校 法第1条に規定する高等専門学校 (4) <u>専修学校 法第124条に規定する専修学校。ただし、同法第125条第1項の高等課程及び専門課程に限る。</u> (貸付の資格) 第2条 学資金の貸付を受けることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

改正前	改正後
(1) 足立区内に引き続き6箇月以上住所を有する者であること。 (2) <u>高等学校等に入学し、又は在学すること。</u> (3) 経済的理由により修学が困難であること。 (助成の資格) 第3条 学資金の助成を受けることができる者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める要件を備えていなければならない。 (1) 奨学金返済支援助成 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 ア <u>大学（法第97条の大学院を除く。以下この条において同じ。）若しくは専修学校の専門課程（法125条1項の専門課程をいう。以下同じ。）に入学し、又は大学、専修学校の専門課程若しくは高等専門学校</u><u>の4年次から5年次までに在学すること。</u> イ 学業成績が優秀であると認められること。 ウ <u>独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項の無利息の学資貸与金（以下「第一種学資貸与金」</u>	(1) 足立区内に引き続き6箇月以上住所を有する者であること。 (2) <u>大学若しくは専修学校の専門課程（修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。）に入学し、又は大学、専修学校の専門課程若しくは高等専門学校の4年次から5年次までに在学すること。</u> (3) 経済的理由により修学が困難であること。 (4) <u>前3号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。</u> (助成の資格) 第3条 学資金の助成を受けることができる者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める要件を備えていなければならない。 (1) 奨学金返済支援助成 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 ア <u>足立区内に引き続き6箇月以上住所を有する者であること。</u> イ <u>大学、高等学校、高等専門学校又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により文部科学大臣の指定を受けた専修学校の高等課程に入学し、又は在学すること。</u> ウ 学業成績が優秀であると認められること。 エ <u>前条の貸付、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項の無利息の学資貸与金の貸与又は東</u>

改 正 前	改 正 後
<u>という。）の貸与を受けていること。</u> エ アからウまでに定めるもののほか規則で定める要件 (2) <u>大学入学準備金支援助成</u> 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 ア <u>大学又は専修学校の専門課程に入学すること。</u> イ <u>学業成績が優秀であると認められること。</u> ウ 経済的理由により<u>修学</u>が困難であること。 エ アからウまでに定めるもののほか規則で定める要件 (償還方法の変更又は減免) 第10条 学資金の貸付を受けた者が、災害その他の特別の事由によりその償還が困難と認められるときは、区長は、償還方法を変更し、又は償還金の全部若しくは一部を免除することができる。 2 <u>前項に規定するもののほか、当該年度に貸付を受けた者のうち、貸付の申請時において、特に経済的な理由により修学が困難で、かつ、成績優秀で心身健全であると区長が認める者が、規則で定める条件を満たす場合は、区長は、償還金の一部を免除することができる。</u>	<u>京都市英資金条例（平成17年東京都条例第31号）第5条の奨学金の貸付を受けていること。</u> オ アからエまでに定めるもののほか規則で定める要件 (2) <u>高等学校等入学準備助成</u> 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 ア <u>足立区内に住所を有する者であること。</u> イ <u>貸付に係る申請を行った日が属する年度に中学校を卒業し、高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学する見込みであること。</u> ウ 経済的理由により<u>進学</u>が困難であること。 エ アからウまでに定めるもののほか規則で定める要件 (償還方法の変更又は減免) 第10条 学資金の貸付を受けた者が、災害その他の特別の事由によりその償還が困難と認められるときは、区長は、償還方法を変更し、又は償還金の全部若しくは一部を免除することができる。

改正前					改正後				
					付 則				
					(施行期日)				
					1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。				
					(経過措置)				
					2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の足立区育英資金				
					条例第2条の規定により学資金の貸付を受けている者については、そ				
					の貸付期間が満了するまでの間、なお従前の例による。				
別表第1（第4条関係）					別表第1（第4条関係）				
区分	国立・公立学校		私立学校		区分	国立・公立学校		私立学校	
	入学資金	修学資金 (月額)	入学資金	修学資金 (月額)		入学資金	修学資金 (月額)	入学資金	修学資金 (月額)
高等学校 高等専門学校 専修学校 (高等課程)	70,000円	13,000円	150,000円	30,000円	大学 専修学校 (専門課程)	200,000円	35,000円	300,000円	45,000円
大学 専修学校 (専門課程)	200,000円	35,000円	300,000円	45,000円	高等専門学校 (4年次から5年 次まで)		35,000円		45,000円
別表第2（第4条関係）					別表第2（第4条関係）				
区分	助成内容				区分	助成内容			

改 正 前		改 正 後	
奨学金返済支 援助成	<u>第一種学資貸与金の貸与額の2分の1の額。</u> ただし、当該額が 1,000,000 円を超える場合は、 1,000,000 円とする。	奨学金返済支 援助成	<u>貸与額の2分の1の額。</u> ただし、当該額が 1,000,000 円を超える場合は、 1,000,000 円とする。
<u>大学等入学準 備金支援助成</u>	<u>150,000 円。</u> <u>ただし、大学又は専修学校の専門課程の入学金の額が</u> <u>150,000 円未満である場合は、当該額を上限とする。</u>	<u>高等学校等入 学準備助成</u>	<u>50,000 円</u>

第 8 7 号議案

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則

足立区育英資金条例施行規則（昭和 3 1 年足立区規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「条例第 1 条の 2 に規定する高等学校等（以下単に「高等学校等」という。）」を「大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）」に改める。

第 6 条第 2 項中「高等学校等」を「大学等（高等専門学校を除く。）」に改める。

第 1 2 条第 1 項及び第 2 項中「第 1 0 条第 1 項」を「第 1 0 条」に改め、同条第 3 項及び第 4 項を削り、同条第 5 項を同条第 3 項とする。

第 1 4 条第 1 項中「第 1 0 条」を「第 1 1 条」に改める。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

足立区育英資金条例の改正に伴い、足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する必要があるので、規則案を提出いたします。

第 8 7 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 1 2 月 1 2 日

件 名	足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について
所 管 部 課 名	学校運営部学務課
内 容	1 改正理由 足立区育英資金条例の一部改正に伴い、規則の規定を整備するため、足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する。 2 主な改正内容（別紙、新旧対照表を参照） （１）貸付期間及び学資金の交付（第２条、第６条） 対象を大学等のみとする。 （２）一部償還免除（第１２条第３項及び第４項） 「一部償還免除」の記載を削除する。 3 施行年月日 令和２年４月１日から施行する。
今後の方針	

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

改正前	改正後
足立区育英資金条例施行規則 （貸付期間） 第2条 学資金の貸付期間は、<u>条例第1条の2に規定する高等学校等</u>（以下単に「高等学校等」という。）の最短修業期間（最短修業期間を超える場合において正当の理由あるものとして区長の承認を得た期間を含む。）とする。 （学資金の交付） 第6条 学資金は、奨学生に交付する。 2 条例第4条の規定による学資金の交付は、修学資金については6月分を半年ごとに、入学資金については<u>高等学校等</u>に入学したときに行う。ただし、入学資金については、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 3 学資金の交付に当たっては、奨学生は区長が別に定める期日までに足立区育英資金貸付請求書（別記第1号の2様式）を区長に提出しなければならない。 （償還方法の変更又は減免）	足立区育英資金条例施行規則 （貸付期間） 第2条 学資金の貸付期間は、<u>大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程（以下「大学等」）という。</u>の最短修業期間（最短修業期間を超える場合において正当の理由あるものとして区長の承認を得た期間を含む。）とする。 （学資金の交付） 第6条 学資金は、奨学生に交付する。 2 条例第4条の規定による学資金の交付は、修学資金については6月分を半年ごとに、入学資金については<u>大学等（高等専門学校を除く。）</u>に入学したときに行う。ただし、入学資金については、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 3 学資金の交付に当たっては、奨学生は区長が別に定める期日までに足立区育英資金貸付請求書（別記第1号の2様式）を区長に提出しなければならない。 （償還方法の変更又は減免）

改正前	改正後
第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>条例第10条第1項</u>の規定により、奨学生であつた者につき償還方法の変更を承認することができる。この場合における変更は、条例第8条第1項に規定する償還期間の範囲内において行うものとする。 (1) 災害（偶発事故を含む。）により損害をこうむつたため償還が困難と認められるとき。 (2) 傷病又は心身障がいにより償還が困難と認められるとき。 (3) 経済上の事由により償還が困難と認められるとき。 (4) 大学又は大学院入学、外国留学その他やむを得ない理由があるとき。	第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>条例第10条</u>の規定により、奨学生であつた者につき償還方法の変更を承認することができる。この場合における変更は、条例第8条第1項に規定する償還期間の範囲内において行うものとする。 (1) 災害（偶発事故を含む。）により損害をこうむつたため償還が困難と認められるとき。 (2) 傷病又は心身障がいにより償還が困難と認められるとき。 (3) 経済上の事由により償還が困難と認められるとき。 (4) 大学又は大学院入学、外国留学その他やむを得ない理由があるとき。
2 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第10条第1項の規定により、奨学生であつた者につき償還金の減免を受けることができる。 (1) 本人が死亡し、かつ、連帯保証人が経済上の事由等で償還が困難なとき。 (2) 前項第1号から第3号までに該当し、引き続き5年以上償還を猶予し、かつ、償還開始から15年以上経過しても、なお償還ができないとき。 (3) 前2号のほか特に必要があるとき。	2 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第10条第1項の規定により、奨学生であつた者につき償還金の減免を受けることができる。 (1) 本人が死亡し、かつ、連帯保証人が経済上の事由等で償還が困難なとき。 (2) 前項第1号から第3号までに該当し、引き続き5年以上償還を猶予し、かつ、償還開始から15年以上経過しても、なお償還ができないとき。 (3) 前2号のほか特に必要があるとき。
3 条例第10条第2項に規定する規則で定める条件は、同項の規定によ	

改 正 前	改 正 後
<u>り区長が認めた者が、次の各号のいずれにも該当することとする。</u> <u>(1) 奨学生が正規の修業年数で卒業すること。</u> <u>(2) 奨学生が貸付を受ける学資金に係る高等学校等の卒業後10年以内において、2年度分以上足立区に特別区民税を納付すること。</u> <u>(3) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2の学資支給金を支給されないこと。</u> 4 前項の条件に該当する者は、学資金の半額（当該額が100万円を超える場合は100万円）の免除を受けることができる。 5 第1項及び第2項の適用を受けようとする者は、区長に申請しなければならない。この場合において、条例第6条の連帯保証人がいるときにあつては、連帯保証人と連署して行うものとする。 （育英資金審議会の組織） 第14条 条例第10条第1項に規定する足立区育英資金審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げるものについて、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。 （1） 足立区議会議員 3人以内 （2） 足立区教育委員会委員 1人 （3） 足立区内都立高等学校長 1人	3 第1項及び第2項の適用を受けようとする者は、区長に申請しなければならない。この場合において、条例第6条の連帯保証人がいるときにあつては、連帯保証人と連署して行うものとする。 （育英資金審議会の組織） 第14条 条例第11条第1項に規定する足立区育英資金審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げるものについて、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。 （1） 足立区議会議員 3人以内 （2） 足立区教育委員会委員 1人 （3） 足立区内都立高等学校長 1人

改 正 前	改 正 後
(4) 足立区立中学校長 1人 (5) 足立区職員 4人以内 2 会長及びおよび副会長は委員の互選とする。 3 委嘱される委員の任期は2年とする。ただし途中から就任した場合は、その残任期間とする。	(4) 足立区立中学校長 1人 (5) 足立区職員 4人以内 2 会長及びおよび副会長は委員の互選とする。 3 委嘱される委員の任期は2年とする。ただし途中から就任した場合は、その残任期間とする。

第 8 8 号議案

足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例を廃止する条例の
送付について

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例を廃止する条例
足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例（昭和 5 9 年足立区条例
第 6 5 号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例を廃止する必要がある
ため、この条例案を提出いたします。

第 8 8 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 1 2 月 1 2 日

件 名	足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例を廃止する条例の送付について
所 管 部 課 名	学校運営部学務課
内 容	1 廃止理由 足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例は、昭和 5 9 年 1 2 月 1 日の施行以来、私立高校等への進学者を支援してきたが、高等学校等の授業料が実質無償化となったこと、国や東京都に加え他の金融機関等においても貸付制度があるため、この制度での利用者は減少した。この状況から、この融資制度の必要性は低く、進学者に対する支援の一定の役割は終了した。また、利用者が少数のため、融資窓口である金融機関にはメリットがないこともあり、今後も利用者増が見込めないため、足立区私立高等学校等入学資金融資制度を廃止する。 2 廃止年月日 令和 2 年 4 月 1 日に廃止とする。
今後の方針	

第 8 9 号議案

足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例施行規則を廃止する規則の送付について

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例施行規則を廃止する規則

足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例施行規則（昭和 5 9 年足立区規則第 5 3 号）を廃止する。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例施行規則を廃止する必要があるため、この規則案を提出いたします。

第 8 9 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 1 2 月 1 2 日

件 名	足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例施行規則を廃止する規則の送付について
所 管 部 課 名	学校運営部学務課
内 容	1 廃止理由 足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例の廃止に伴い、足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例施行規則を廃止する。 2 廃止年月日 令和 2 年 4 月 1 日に廃止とする。
今 後 の 方 針	

第 90 号議案

足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する
規則

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 12 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する
規則

足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成 12 年足立区教育委員会規則第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「第 5 号」を「第 4 号」に改め、同条第 2 項第 1 号中「、若しくは失職し」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同項中第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 10 条第 1 項第 2 号、第 11 条及び第 12 条第 1 項第 2 号中「、若しくは失職し」を削る。

付 則

この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、成年被後見人等の権利の制限に係る規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 9 0 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 1 2 月 1 2 日

件 名	足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課
内 容	地方公務員法の改正に伴い、成年被後見人等の権利の制限に係る規定を整備する必要があるので、所要の改正を行う。 記 1 改正の概要 成年被後見人及び被保佐人が地方公務員法の欠格条項から削除されることに伴い、期末手当の支給規定から文言を削除する。 2 施行年月日 令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。 3 新旧対照表 別紙のとおり。
今後の方針	

足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正前	改正後
（支給対象外職員） 第2条 条例第27条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。 （1） 条例第27条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（<u>次項第5号</u>又は第7条の適用を受ける職員を除く。） （2）～（13） （略） 2 条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。 （1） 退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前項第2号から第13号まで規定のいずれかに該当した職員 （2） （略） （3） <u>法第28条第4項の規定により職を失った職員（法第16条第1号に該当して職を失った職員を除く。）</u> <u>（4）～（7）</u> （略） （給与月額の意味） 第10条 条例第27条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。 （1） （略） （2） 基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員については、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日の前日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額 （3）～（7） （略）	（支給対象外職員） 第2条 条例第27条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。 （1） 条例第27条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（<u>次項第4号</u>又は第7条の適用を受ける職員を除く。） （2）～（13） （略） 2 条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。 （1） 退職し、又は死亡した日において前項第2号から第13号まで規定のいずれかに該当した職員 （2） （略） <u>（3）～（6）</u> （略） （給与月額の意味） 第10条 条例第27条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。 （1） （略） （2） 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額 （3）～（7） （略）

改正前	改正後
2 (略) (職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合) 第11条 条例第27条第4項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日(基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員については、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日の前日。以下「基準日等」という。)における別表第2左欄に掲げる職員の区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、同表左欄に掲げる職員の区分に応じて同表右欄に定める割合とする。 (給料月額及び地域手当の意義) 第12条 条例第27条第4項の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。 (1) (略) (2) 基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員については、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (3)～(7) (略)	2 (略) (職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合) 第11条 条例第27条第4項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日。以下「基準日等」という。)における別表第2左欄に掲げる職員の区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、同表左欄に掲げる職員の区分に応じて同表右欄に定める割合とする。 (給料月額及び地域手当の意義) 第12条 条例第27条第4項の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。 (1) (略) (2) 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (3)～(7) (略)
2 (略)	2 (略) 付 則 <u>この規則は、令和元年12月14日から施行する。</u>

第 9 1 号議案

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する
規則

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する
規則

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成 1 2 年足立区教育委員会規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「第 5 号」を「第 4 号」に改め、同条第 2 項第 1 号中「、若しくは失職し」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同項中第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号、第 1 0 条第 1 項第 2 号、第 1 1 条及び第 1 2 条第 1 項第 2 号中「、若しくは失職し」を削る。

付 則

この規則は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、成年被後見人等の権利の制限に係る規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 9 1 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 1 2 月 1 2 日

件 名	足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課
内 容	地方公務員法の改正に伴い、成年被後見人等の権利の制限に係る規定を整備する必要があるので、所要の改正を行う。 記 1 改正の概要 成年被後見人及び被保佐人が地方公務員法の欠格条項から削除されることに伴い、勤勉手当の支給規定から文言を削除する。 2 施行年月日 令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。 3 新旧対照表 別紙のとおり。
今後の方針	

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正前	改正後
（支給対象外職員） 第2条 条例第30条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（同条第5項において準用する条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。 （1） 条例第30条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（<u>次項第5号</u>又は第8条の規定の適用を受ける者を除く。） （2）～（13） （略） 2 条例第30条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。 （1） 退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前項第2号から第13号までの規定のいずれかに該当した職員 （2） （略） （3） <u>法第28条第4項の規定により職を失った職員（法第16条第1号に該当して職を失った職員を除く。）</u> <u>（4）～（7）</u> （略） （勤勉手当基礎額の意義） 第9条の2 条例第30条第2項及びこの規則において、職員の勤勉手当基礎額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。 （1） （略） （2） 基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員については、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額	（支給対象外職員） 第2条 条例第30条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（同条第5項において準用する条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。 （1） 条例第30条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（<u>次項第4号</u>又は第8条の規定の適用を受ける者を除く。） （2）～（13） （略） 2 条例第30条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。 （1） 退職し、又は死亡した日において前項第2号から第13号までの規定のいずれかに該当した職員 （2） （略） （3） <u>（3）～（6）</u> （略） （勤勉手当基礎額の意義） 第9条の2 条例第30条第2項及びこの規則において、職員の勤勉手当基礎額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。 （1） （略） （2） 基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額

改正前	改正後
(3)～(6) (略)	(3)～(6) (略)
2 (略)	2 (略)
(給与月額の意味)	(給与月額の意味)
第10条 条例第30条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。	第10条 条例第30条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、 <u>若しくは失職し</u> 、又は死亡した日の前日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額	(2) 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額
(3)～(6) (略)	(3)～(6) (略)
2 (略)	2 (略)
(職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合)	(職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合)
第11条 条例第30条第4項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日(基準日前1月以内に退職し、 <u>若しくは失職し</u> 、又は死亡した職員については、退職し、 <u>若しくは失職し</u> 、又は死亡した日の前日)における別表第3左欄に掲げる職員の区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、同表左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表右欄に定める割合とする。	第11条 条例第30条第4項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日(基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日)における別表第3左欄に掲げる職員の区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、同表左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表右欄に定める割合とする。
(給料月額及び地域手当の意味)	(給料月額及び地域手当の意味)
第12条 条例第30条第4項の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。	第12条 条例第30条第4項の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。
(1) (略)	(1) (略)

改正前	改正後
(2) 基準日前1箇月以内に退職し、 <u>若しくは失職し</u> 、又は死亡した職員については、退職し、 <u>若しくは失職し</u> 、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額	(2) 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額
(3)～(6) (略)	(3)～(6) (略)
2 (略)	2 (略)
	付 則 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

第 9 2 号議案

足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

足立区における保育の利用等に関する条例施行規則（平成 2 3 年足立区教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 年末保育の部足立区立中央本町保育園の次に次のように加える。

同	やよい保育園
同	さつき保育園
同	せきや保育園
同	青井保育園
同	東保木間保育園
同	谷在家保育園

別表第 1 年末保育の部に次のように加える。

同	新田さくら保育園
同	水神橋保育園
同	千住保育園
同	竹の塚保育園
同	興本保育園
同	竹の塚北保育園
同	五反野保育園

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

指定管理者による管理業務を行う区立保育所で年末保育を実施する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 9 2 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 1 2 月 1 2 日

件 名	足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則																										
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども施設運営課																										
内 容	足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。 1 改正理由 指定管理者による管理業務を行う区立保育所年末保育実施に伴い、同規則の別表を改正する必要があるため。 2 改正内容 (別紙新旧対照表参照) 別表第 1 年末保育の部足立区立中央本町保育園の次に次のように加える。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>同</td><td>やよい保育園</td></tr> <tr><td>同</td><td>さつき保育園</td></tr> <tr><td>同</td><td>せきや保育園</td></tr> <tr><td>同</td><td>青井保育園</td></tr> <tr><td>同</td><td>東保木間保育園</td></tr> <tr><td>同</td><td>谷在家保育園</td></tr> </table> 別表第 1 年末保育の部に次のように加える。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>同</td><td>新田さくら保育園</td></tr> <tr><td>同</td><td>水神橋保育園</td></tr> <tr><td>同</td><td>千住保育園</td></tr> <tr><td>同</td><td>竹の塚保育園</td></tr> <tr><td>同</td><td>興本保育園</td></tr> <tr><td>同</td><td>竹の塚北保育園</td></tr> <tr><td>同</td><td>五反野保育園</td></tr> </table>	同	やよい保育園	同	さつき保育園	同	せきや保育園	同	青井保育園	同	東保木間保育園	同	谷在家保育園	同	新田さくら保育園	同	水神橋保育園	同	千住保育園	同	竹の塚保育園	同	興本保育園	同	竹の塚北保育園	同	五反野保育園
同	やよい保育園																										
同	さつき保育園																										
同	せきや保育園																										
同	青井保育園																										
同	東保木間保育園																										
同	谷在家保育園																										
同	新田さくら保育園																										
同	水神橋保育園																										
同	千住保育園																										
同	竹の塚保育園																										
同	興本保育園																										
同	竹の塚北保育園																										
同	五反野保育園																										
今 後 の 方 針	施行年月日 公布の日																										

改正前	改正後
第1条から第36条（省 略）	第1条から第36条（現行のとおり）
別表第1（第15条関係） 年末保育 足立区立中央本町保育園 同 伊興大境保育園	別表第1（第15条関係）（中略） 年末保育 足立区立中央本町保育園 同 やよい保育園 同 さつき保育園 同 せきや保育園 同 青井保育園 同 東保木間保育園 同 谷在家保育園 同 伊興大境保育園 同 新田さくら保育園 同 水神橋保育園 同 千住保育園 同 竹の塚保育園 同 興本保育園 同 竹の塚北保育園 同 五反野保育園 付 則 この規則は、公布の日から施行する。

第 9 3 号議案

旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について
上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について
旅館業の営業許可を行うにあたり、足立区足立保健所長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議ないものとする。

(提案理由)

旅館業法第 3 条第 4 項の規定により、足立区足立保健所長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 9 3 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 1 2 月 1 2 日

件 名	旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について												
所管部課名	教育指導部教育政策課												
内 容	1 提案理由 旅館業の営業許可について、旅館業法第3条第1項の規定により特別区においては区長が行うこととされている。【足立区保健所長委任規則（昭和50年規則第29号）で足立保健所長に委任】 この許可を行うにあたり、当該施設から約15メートルの位置に東加平小学校が存在するため、旅館業法第3条第4項の規定に基づき、足立保健所長より意見を求められたものである。 旅館業法第3条第4項（要約） 区長は、旅館業の営業許可を与える際、当該施設の周囲おおむね100メートルの区域内に学校等があるときは、その施設の設置によって環境が著しく害されるおそれがないかどうか、学校を設置する教育委員会の意見を求めなければならない。 2 施設概要 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">（1）所在地</td><td>足立区加平一丁目15番16号</td></tr> <tr> <td>（2）申請者</td><td>高橋 孝子</td></tr> <tr> <td>（3）営業種別</td><td>旅館・ホテル営業</td></tr> <tr> <td>（4）名称</td><td>（仮称）シャルムコートAYASE</td></tr> <tr> <td>（5）間取り、施設の外形</td><td>別紙図面のとおり</td></tr> <tr> <td>（6）当該学校までの距離</td><td>約15メートル</td></tr> </table>	（1）所在地	足立区加平一丁目15番16号	（2）申請者	高橋 孝子	（3）営業種別	旅館・ホテル営業	（4）名称	（仮称）シャルムコートAYASE	（5）間取り、施設の外形	別紙図面のとおり	（6）当該学校までの距離	約15メートル
（1）所在地	足立区加平一丁目15番16号												
（2）申請者	高橋 孝子												
（3）営業種別	旅館・ホテル営業												
（4）名称	（仮称）シャルムコートAYASE												
（5）間取り、施設の外形	別紙図面のとおり												
（6）当該学校までの距離	約15メートル												
今後の方針	議決後、足立保健所長へ回答する。												

3 1 足 足 保 生 収 第 1 9 6 1 号
令 和 元 年 1 1 月 2 1 日

足 立 区 教 育 委 員 会 様

足 立 区 足 立 保 健 所 長
寺 西 新

旅館業営業許可申請について（照会）

貴職の所管する、足立区立東加平小学校（住所：足立区加平一丁目12番12号）付近で下記のとおり旅館業営業許可申請がありました。つきましては、旅館業法第3条第4項の規定により、当該施設の許可について貴職のご意見を回答願います。

記

- | | |
|------------------|---------------------------------|
| 1 申請地 | 東京都足立区加平一丁目15番16号 |
| 2 申請者 | クローバープランニング株式会社
代表取締役 高橋 孝子 |
| 3 営業種別及び名称 | 旅館・ホテル営業
(仮称) シャルムコートAYASE |
| 4 新設・譲渡の別 | 新設 |
| 5 施設概要 | 別図のとおり (付近見取図、建物平面図、正面図、側面図) |
| 6 施設との距離 | 15メートル |
| 7 参 考 | 許可後すぐに営業開始予定 |

足立区地図 8

東加平小敷地

現地



旅館業構造設備の概要 (1)

幼稚園、学校、児童福祉施設、社会教育に関する施設、その他の施設からの距離

足立区立東加平小学校

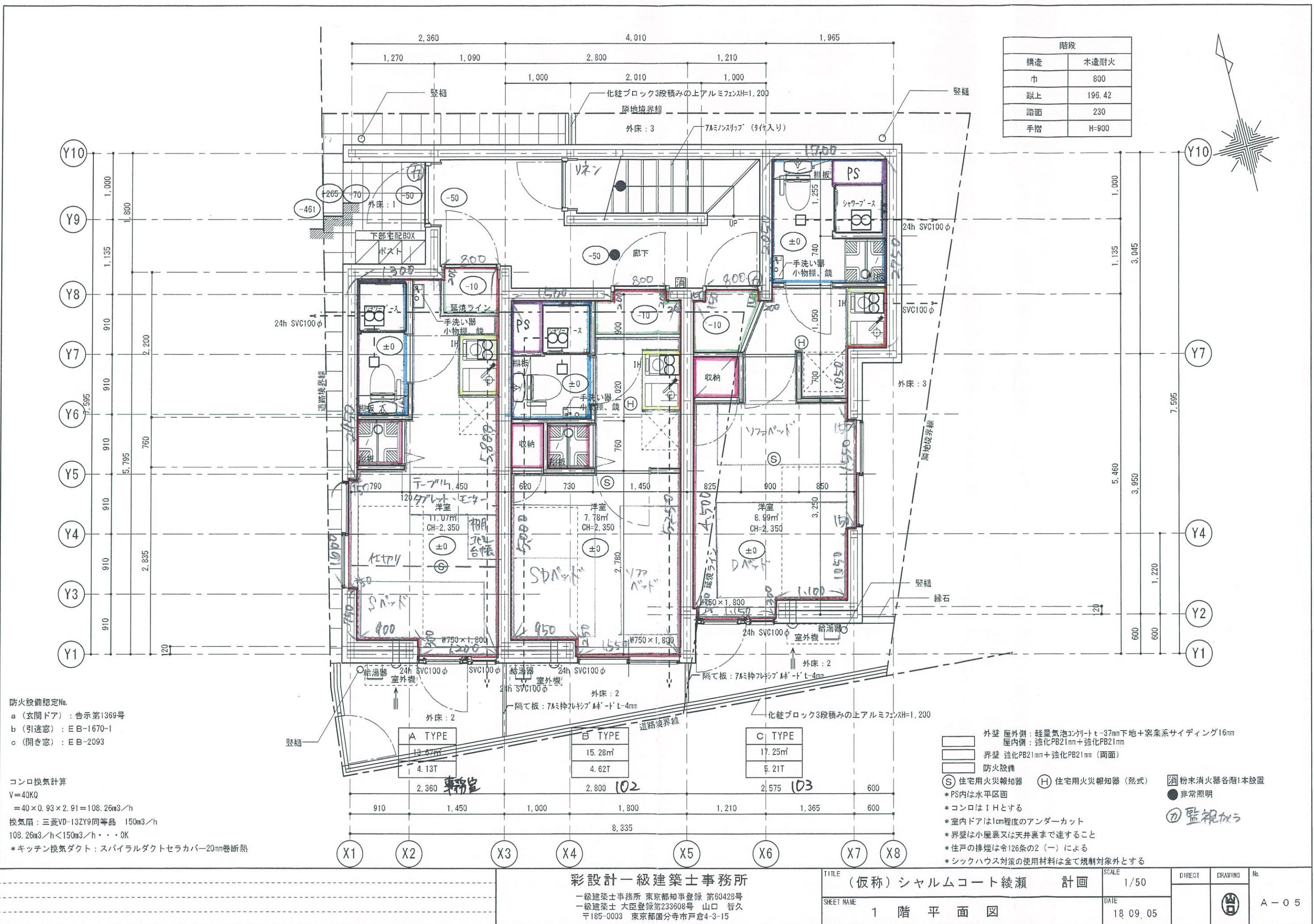
の敷地から営業施設の敷地まで 15 m

の敷地から営業施設の敷地まで m

面 積		敷地面積	建築面積	延べ面積	旅館業該当面積
		85.42 m ²	59.43 m ²	174.77 m ²	174.77 m ²
建築物の構造等種類		RC造・S造・SRC造・木造モルタル・その他 () 地上 3 階、地下 階建て・使用部分 (~ 3 階			
出 入 口		玄関帳場(フロント) m ²	ロビー m ²	下駄箱 有 (玄関・室内)・なし	
客 室 105.16m ² 8 室 24 名	階	※各客室の面積・有効面積・トイレの数・浴室の面積・洗面の数・定員数等の一覧表は別に添付すること			
	寝台等	1 階	2 階	3 階	階
	寝台(有)無	11.68 13.02 m ²	14.72 m ²	14.72 m ²	m ²
	個室・共用	102 室 3 名	201 室 3 名	301 室 名	室 名
	寝台(有)無	13.64 m ²	11.69 m ²	11.69 m ²	m ²
	個室・共用	103 室 3 名	202 室 3 名	302 室 名	室 名
	寝台(有)無	m ²	13.51 m ²	13.51 m ²	m ²
	個室・共用	室 名	203 室 3 名	303 室 名	室 名
	寝台(有)無	m ²	m ²	m ²	m ²
	個室・共用	室 名	室 名	室 名	室 名
	各階合計	25.32 m ² 2 室 6 名	39.92 m ² 3 室 9 名	39.92 m ² 3 室 9 名	m ² 室 名
便 所	階 数	1 階	2 階	3 階	階
	共 用	男 大小 各 1 箇所 女 各 1 箇所	男 大小 各 1 箇所 女 各 1 箇所	男 大小 各 1 箇所 女 各 1 箇所	男 大小 各 1 箇所 女 各 1 箇所
		2 箇所	3 箇所	3 箇所	箇所
	個室専用	2 個	3 個	3 個	個
	だれでもトイレ 階 箇所				

旅館業構造設備の概要 (2)

共用 洗面所	階数	階	階	階	階
	か所数	か所	か所	か所	か所
	混合水栓	個	個	個	個
	湯栓	個	個	個	個
	水栓	個	個	個	個
個室 洗面所	階数	1 階	2 階	3 階	階
	か所数	2 か所	3 か所	3 か所	か所
	混合水栓	2 個	3 個	3 個	個
	湯栓	0 個	0 個	0 個	個
	水栓	0 個	0 個	0 個	個
浴室	共用 (浴槽: 有・ ☒ 無)			個室専用 (浴槽: 有・ ☒ 無)	
	同時に複数人使用 (可・不可)	階(男・女) m		1 階 2 か所 脱衣所(有・ ☒ 無)	
		混合水栓 個 湯栓 個	水栓 個 脱衣室面積 m ²	2 階 3 か所 脱衣所(有・ ☒ 無)	
		階(男・女) m ²		3 階 3 か所 脱衣所(有・ ☒ 無)	
		混合水栓 個 湯栓 個	水栓 個 脱衣室面積 m ²	階 1 か所 脱衣所(有・ ☒ 無)	
※面積は別紙のとおり 全室シャワーブース 面積 0.49m ²					
その他の室	調理場 m ²	食堂 m ²	事務室 101 (フロント待合) 12.94 m ²	従業員室 m ²	
暖房の種類	エアコン・その他 ()				
ガス設備	ガス設備がある客室 8 室		客室専用の元栓がある客室 0 室		
寝具格納設備	1 か所 (1 階、 階、 階) 階以下				
営業所	名称: 所在地: 電話:				
玄関帳場の代替設備	別紙のとおり				
照明設備系統	別紙図面のとおり				
給排水設備系統	別紙図面のとおり				
機械換気設備系統	別紙図面のとおり				
調理・飲料用の使用水	上水 (☒ 直結・専用水道・簡易専用水道・小規模給水施設) 貯水槽有効容量 m ²				
調理・飲料以外の井戸の使用	有 (用途:)・ ☒ 無 井水用貯水槽 有・無 貯水槽有効容量 m ² 消毒薬使用 有・無 自動滅菌機 有・無				
その他の設備	貯湯槽 有 (設定温度 °C)・ ☒ 無 循環式風呂 有・ ☒ 無 循環式浴槽の表示 有・無 浴槽循環系統数 () 系統 気泡発生装置 有 (1 か所)・ ☒ 無 露天風呂 有・ ☒ 無 ※循環式風呂がある場合は、系統図を添付				
建築基準法関係	☒ 建築基準法関係規定に適合しています。				



階段	
構造	木造耐火
巾	800
蹴上	196.42
踏面	230
手摺	H=900

防火設備認定No.
a (玄関ドア) : 告示第1369号
b (引込窓) : EB-1670-I
c (開き窓) : EB-2093

コンロ換気計算
V=40KQ
=40×0.93×2.91=108.26m3/h
換気扇 : 三菱VD-132Y9同等品 150m3/h
108.26m3/h<150m3/h・・・OK
*キッチン換気ダクト : スパイラルダクトセラカバー20mm巻断熱

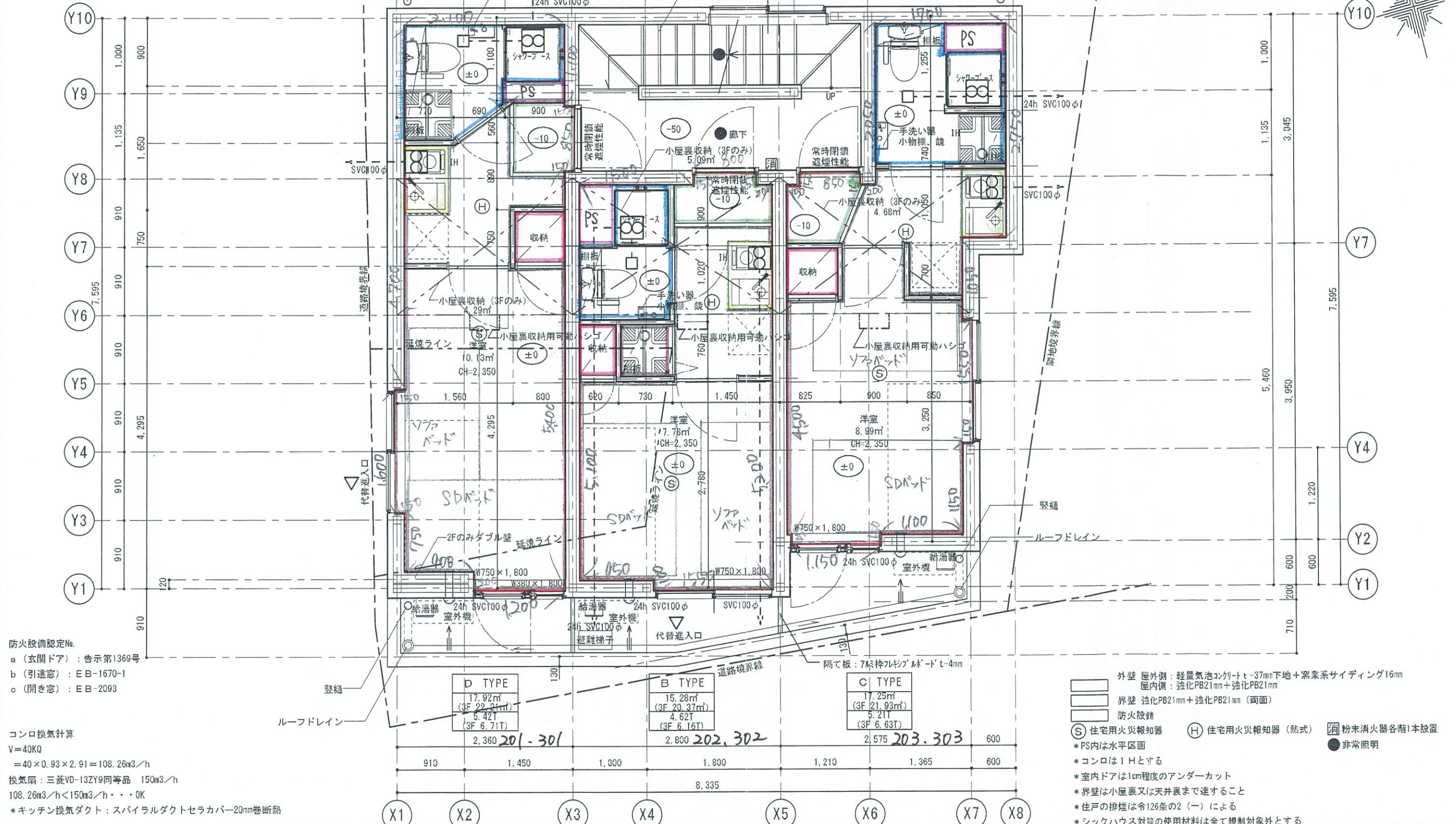
- 外壁 屋外側 : 軽量気泡コンクリート37mm下地+窯業系サイディング16mm
- 屋内側 : 強化PB21mm+強化PB21mm
- 界壁 強化PB21mm+強化PB21mm (両面)
- 防火設備
- (S) 住宅用火災報知器 (H) 住宅用火災報知器 (熱式)
- *PS内は水平区画
- *コンロはIHとする
- *室内ドアは1cm程度のアンダーカット
- *界壁は小屋裏又は天井裏まで達すること
- *住戸の排煙は令126条の2 (一) による
- *シックハウス対策の使用材料は全て規制対象外とする
- ☑ 粉末消火器各階1本設置
- 非常照明
- ⑦ 監視カメラ

彩設計一級建築士事務所
一級建築士事務所 東京都知事登録 第60428号
一級建築士 大臣登録第233608号 山口 智久
〒185-0003 東京都国分寺市戸倉4-3-15

TITLE	(仮称) シャルムコート綾瀬	計画	SCALE	1/50	DIRECT	DRAWING	No.
SHEET NAME	1 階 平面 図	DATE	18.09.05				A-05

小屋裏収納面積=4.2952+5.096+4.6865=14.0777㎡
3F床面積=59.02㎡
59.02÷2=29.51㎡
29.51㎡>14.07㎡ CH=1.000
*小屋裏収納への昇降は梯子とする
∴小屋裏収納は階にならず

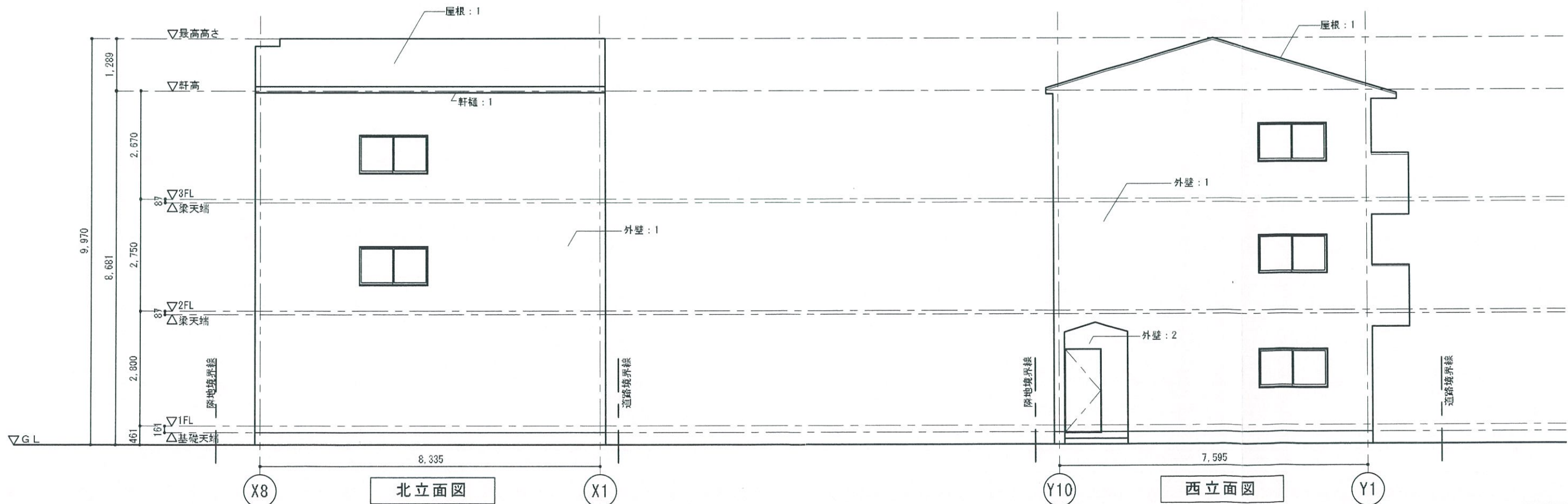
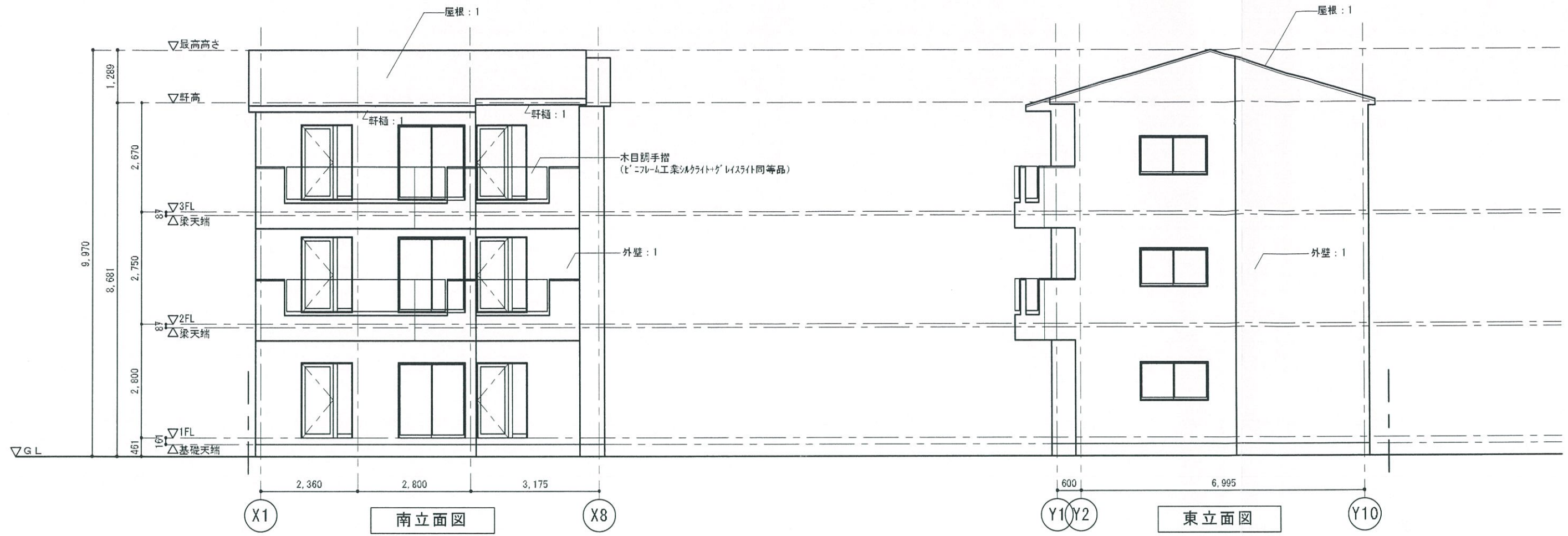
階段	
構造	木造耐火
巾	800
蹴上	200
踏面	230
手摺	H-900



防火設備認定No.
a (玄関ドア) : 告示第1369号
b (引込窓) : EB-1670-1
c (開き窓) : EB-2093

コンロ換気計算
V=40KQ
=40×0.93×2.91=108.26m³/h
換気扇 : 三菱VD-13ZY9同等品 150m³/h
108.26m³/h<150m³/h ∴OK
*キッチン換気ダクト : スパイラルダクトセラカバー-20mm巻断熱

外壁 屋外側 : 軽量気泡コンクリート-37mm下地+窯業系サイディング16mm
屋内側 : 強化PB21mm+強化PB21mm
界壁 強化PB21mm+強化PB21mm (両面)
防火設備
⑤ 住宅用火災報知器 (H) 住宅用火災報知器 (熱式) ⑥ 粉末消火器各階1本設置
*PS内は水平区画
*コンロはIHとする
*室内ドアは1cm程度のアンダーカット
*界壁は小屋裏又は天井裏まで達すること
*住戸の排煙は令126条の2 (一) による
*シックハウス対策の使用材料は全て規制対象外とする



彩設計一級建築士事務所 一級建築士事務所 東京都知事登録 第60428号 一級建築士 大臣登録第233608号 山口 智久 〒185-0003 東京都国分寺市戸倉4-3-15	TITLE (仮称) シャルムコート綾瀬 計画		SCALE 1/100	DIRECT	DRAWING	No. A-07
	SHEET NAME 立面図		DATE 18.07.15			

【保健所の見解】

令和元年１１月１３日付で申請のあった施設について、令和元年１１月２２日に実地検査を行い、申請書どおりの構造設備であることを確認した。

書類審査及び実地検査において、関係衛生法規に適合し、旅館業営業の許可をするにあたり支障なきものと判断する。

教 育 委 員 会 報 告

令和元年 1 2 月 1 2 日

件名	第2回 足立区 図書館を使った調べる学習コンクールについて																									
所管部課名	教育指導部教育指導課																									
内 容	「第2回 足立区 図書館を使った調べる学習コンクール」の応募状況及び審査結果について、下記のとおり概要を報告する。																									
	記																									
	1 応募状況及び審査結果 (1) 応募校数 ※ () は昨年度																									
	<table><tr><th>小学校</th><th>中学校</th><th>合計</th></tr><tr><td>66 (30)</td><td>29 (5)</td><td>95 (35)</td></tr></table>	小学校	中学校	合計	66 (30)	29 (5)	95 (35)																			
	小学校	中学校	合計																							
66 (30)	29 (5)	95 (35)																								
(2) 応募数及び全国審査への出品数について ※ () は昨年度																										
<table><tr><th rowspan="3"></th><th colspan="5">内訳</th></tr><tr><th colspan="3">小学校</th><th rowspan="2">中学校</th><th rowspan="2">合計</th></tr><tr><th>低学年</th><th>中学年</th><th>高学年</th></tr><tr><td>応募総数</td><td>713 (133)</td><td>1414 (229)</td><td>2286 (134)</td><td>2189 (286)</td><td>6602 (782)</td></tr><tr><td>足立区入選 ※全国審査に出品</td><td>18 (14)</td><td>25 (15)</td><td>50 (15)</td><td>38 (15)</td><td>131 (59)</td></tr></table>		内訳					小学校			中学校	合計	低学年	中学年	高学年	応募総数	713 (133)	1414 (229)	2286 (134)	2189 (286)	6602 (782)	足立区入選 ※全国審査に出品	18 (14)	25 (15)	50 (15)	38 (15)	131 (59)
		内訳																								
		小学校			中学校	合計																				
	低学年	中学年	高学年																							
応募総数	713 (133)	1414 (229)	2286 (134)	2189 (286)	6602 (782)																					
足立区入選 ※全国審査に出品	18 (14)	25 (15)	50 (15)	38 (15)	131 (59)																					
今後の方針	(3) 足立区特別賞について 全国審査に出品する131点のうち、審査員9名が、小学校(低、中、高)3部門、中学校の1部門から1作品ずつ、計4作品を特別賞として選出した。詳細は別紙のとおりである。																									
	<table><tr><th>賞の種類</th><th>受賞者数</th></tr><tr><td>教育長賞</td><td>4</td></tr><tr><td>教育委員賞(4名)</td><td>16</td></tr><tr><td>学校図書館部担当校長賞(2名)</td><td>8</td></tr><tr><td>図書館長賞</td><td>4</td></tr><tr><td>教育指導課長賞</td><td>4</td></tr></table>	賞の種類	受賞者数	教育長賞	4	教育委員賞(4名)	16	学校図書館部担当校長賞(2名)	8	図書館長賞	4	教育指導課長賞	4													
	賞の種類	受賞者数																								
	教育長賞	4																								
	教育委員賞(4名)	16																								
学校図書館部担当校長賞(2名)	8																									
図書館長賞	4																									
教育指導課長賞	4																									
2 審査委員の感想	・ 応募総数が昨年度の782点から6602点へと増加し、本コンクールの広まりとともに、作品の質も高まっている。 ・ 児童・生徒が優秀な作品を鑑賞することで、取組がさらに充実するはずである。																									
今後の方針	・ 教員研修により、教員の指導力の向上を図ることで、児童・生徒の力を高め、よりよい作品が出品されるようにする。 ・ 全国審査で上位に入った作品をアトリウムで展示するなど、本事業を区民に広く周知していく。																									

第2回 足立区 図書館を使った調べる学習コンクール 特別賞名簿

賞名	学校名	学年	作品名
教育長賞	興本小学校	1	ぼくの歯 恐竜の歯
	亀田小学校	3	かなしい原ばく あの日のできごと
	関原小学校	6	謎解き！中曽根城
	第十中学校	2	花火について～夏の風物詩を楽しむために～
教育委員賞	千寿常東小学校	2	化石はつくったいけん
	長門小学校	2	本と赤ちゃんは、友だち
	花保小学校	2	はじめてした手話
	亀田小学校	2	虫
	渚江小学校	3	このすし じつは だれ
	渚江小学校	3	人と暮らす鳥
	足立小学校	3	ファッションデザイナーになりたいな
	千寿第八小学校	4	夢のリニア中央新幹線 未来を乗せて
	綾瀬小学校	5	食品ロスって何？
	梅島第一小学校	5	米は汗と努力の結晶だ！
	長門小学校	5	カラスをきれいにしないで！～カラスと人の共生について考える～
	舎人第一小学校	6	給食について
	第四中学校	1	カビの不思議について～カビはどうやって防げるのか～
	第一中学校	1	異常気象と天気図について
	鹿浜菜の花中学校	1	花粉症はつらいよ
	東綾瀬中学校	1	日本の衣服の歴史
学校図書館部担当校長賞	中川小学校	2	どうしてうみの水はしょっぱいの？
	千寿桜小学校	2	こうたろう ゴリマッチョ計画
	保木間小学校	3	わたしのすきな生き物図鑑
	西新井第一小学校	4	お金について
	長門小学校	5	花火は人をみりょうする
	弥生小学校	5	選挙に行くのって面倒？
	扇中学校	2	83歳を考える～寿命について～
	扇中学校	2	納豆のヒミツ
図書館長賞	大谷田小学校	2	亀有・綾瀬きょうかい線はどこなの？
	西新井第一小学校	4	もっと知りたいハチのこと
	西新井第一小学校	5	食料自給率って何だろう？
	江南中学校	1	赤ちゃんの脳はどうなっている？
教育指導課長賞	古千谷小学校	1	点字をやって、ゆびでたのしむえをつくる
	千寿本町小学校	3	とび出す絵本について
	長門小学校	5	名字のなぞ
	江南中学校	1	イルカはなぜ歌うのか？

教 育 委 員 会 報 告

令和元年 12 月 12 日

件 名	区立小中学校に在籍する外国籍及び帰国児童・生徒に対する日本語指導に関する検討状況について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	9 月 12 日付け教育委員会定例会で報告した標記の件について、検討の進捗を以下の通り報告する。 1 第 3 回外国人等日本語指導検討委員会（10 月 29 日開催） 場 所 第四中学校夜間学級 出席者 小学校 校長 1 名、教員 1 名 中学校 校長 1 名、教員 2 名 事務局 2 名 合計 7 名 2 確認事項及び検討内容 （1）日本語指導に関する令和 2 年度予算概要 ① 保木間小内「（仮）あだち日本語センター」に係る消耗品費 ② 非常勤職員の募集、要綱等について ※現在、日本語適応指導講師に意向を確認している。複数名から本事業に「興味がある。」との回答を得ている。 ③ 音声翻訳機の導入に関する進捗状況について （2）「足立区外国人児童・生徒等受入れの手引き」の作成について （3）令和 2 年度からの日本語指導に関する指導内容、教材、評価等について（宿題） （4）第四中学校夜間学級の日本語学級視察の実施 3 次回（12 月）の検討事項及び作業 （1）「（案）足立区外国人児童・生徒等受入れの手引き」の作成 （2）日本語指導に関する指導内容・指導計画・使用教材・評価等（2 月下旬完成予定） （3）保木間小学校での受け入れ準備 以上
今後の方針	次回、第 4 回検討委員会にて、「（案）足立区外国人児童・生徒等受入れの手引き」の内容及び日本語指導の指導計画等について確認し、検討及び作成作業を進める。

「足立区外国人児童・生徒等受け入れの手引き」構成（案）

1 学校の役割

（１）管理職が担うべき役割の整理

- ・ 保護者との関係づくり
- ・ 学校体制の管理、教員への指導 など

（２）学級担任が担うべき役割の整理

- ・ 当該児童・生徒の学校生活のケア
- ・ 学級の体制・雰囲気づくり など

（３）教科担当が担うべき役割の整理

- ・ 言葉の壁に配慮した授業・フォロー
- ・ 学習進捗状況への配慮 など

2 教育委員会（仮称日本語センター）の役割

（１）来日から通室に至るまでの手続きに関する支援内容の整理

- ・ 通常ルートではないケースへの対応支援
学務を通さずに直接学校に行ってしまうケース
日本生まれ・育ちにも関わらず児童が日本語を解していないケース など

（２）学校における受け入れ態勢整備に関する支援内容の整理

- ・ 教材づくり支援
- ・ 放課後指導支援
- ・ 通訳派遣支援 など

教 育 委 員 会 報 告

令和元年 12 月 12 日

件名	江北小学校・高野小学校統合施設建設事業に伴う基本構想・基本計画書について																	
所管部課名	学校運営部 学校改築担当課、学校施設課、学校適正配置担当課																	
内 容	江北小学校・高野小学校統合施設建設事業に伴う基本構想・基本計画書について、以下のとおり報告する。																	
	1 基本構想・基本計画の概要																	
	(1) 基本方針																	
	ア 成長を実感できる教育施設																	
	イ 時代の変化に対応できる施設																	
	ウ 健康で安全な環境が整った施設																	
	エ 利用しやすく人と環境にやさしい施設																	
	オ 情報化社会に対応できる施設																	
	カ 地域のシンボルとしての施設																	
	キ 地域に開かれた施設																	
ク 防災拠点としての施設																		
(2) 施設概要等																		
構造：鉄筋コンクリート造 階数：4階建て																		
敷地面積：12,504㎡（内 約740㎡は公園敷地）																		
延床面積：10,178㎡程度																		
普通教室：24室 多目的教室：3室 特別教室：8室																		
	<table><tr><td>種別</td><td>階数</td><td>主要諸室・校庭内訳</td></tr><tr><td rowspan="5">校舎</td><td>屋上</td><td>太陽光パネル、室外機等置場（設備スペース）</td></tr><tr><td>4階</td><td>普通教室（8教室）等</td></tr><tr><td>3階</td><td>普通教室（8教室）、多目的教室（2室）、 図工室、理科・図工室、理科室等</td></tr><tr><td>2階</td><td>普通教室（8教室）、多目的教室、体育館、 音楽室（2室）、家庭科室、備蓄倉庫等</td></tr><tr><td>1階</td><td>図書室、多目的ホール、保健室、給食室、 校長室、職員室、事務室、特別支援学級、 地域連携室、放課後子ども教室、学童保育室等</td></tr><tr><td>校庭</td><td>—</td><td>120mトラック（6レーン）、50m直線（6 レーン）、プール、プール更衣室、体育倉庫等</td></tr></table>	種別	階数	主要諸室・校庭内訳	校舎	屋上	太陽光パネル、室外機等置場（設備スペース）	4階	普通教室（8教室）等	3階	普通教室（8教室）、多目的教室（2室）、 図工室、理科・図工室、理科室等	2階	普通教室（8教室）、多目的教室、体育館、 音楽室（2室）、家庭科室、備蓄倉庫等	1階	図書室、多目的ホール、保健室、給食室、 校長室、職員室、事務室、特別支援学級、 地域連携室、放課後子ども教室、学童保育室等	校庭	—	120mトラック（6レーン）、50m直線（6 レーン）、プール、プール更衣室、体育倉庫等
種別	階数	主要諸室・校庭内訳																
校舎	屋上	太陽光パネル、室外機等置場（設備スペース）																
	4階	普通教室（8教室）等																
	3階	普通教室（8教室）、多目的教室（2室）、 図工室、理科・図工室、理科室等																
	2階	普通教室（8教室）、多目的教室、体育館、 音楽室（2室）、家庭科室、備蓄倉庫等																
	1階	図書室、多目的ホール、保健室、給食室、 校長室、職員室、事務室、特別支援学級、 地域連携室、放課後子ども教室、学童保育室等																
校庭	—	120mトラック（6レーン）、50m直線（6 レーン）、プール、プール更衣室、体育倉庫等																
※ 詳細は別添「基本構想・基本計画書」のとおり																		

	2 水害の視点を考慮した主な防災対策 ・ 洪水災害に対応できるよう体育館を水没しない2階とする。 ・ 体育館へ上がる2階への直通階段は大階段とし、明確で安全な避難動線を確保する。 ・ 受変電設備を含む主要な電気設備は2階以上に設置する。 ・ 太陽光発電パネル及び蓄電池を設置し、災害時に活用する。 ・ 広い廊下とオープンスペースを設け、災害時に活用する。 ・ 防災備蓄倉庫の面積を、統合前の各校の合計以上の面積とする。 3 今後の予定 令和2年7月 ～令和4年2月・・・新校舎建設工事 令和4年3月下旬・・・新校舎に移転 令和4年4月・・・・・・統合・学校運営開始
今後の方針	地元住民、統合地域協議会等と十分な協議を行いながら、学校運営に支障がないようスケジュール管理を徹底していく。

教 育 委 員 会 報 告

令和元年12月12日

件 名	足立区立保育所指定管理者公募の延期について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	指定管理者公募の延期について、足立区における保育の利用等に関する条例第25条第2項に定める「特別の事情」に該当する事情が発生し、新たな指定管理期間を検討する必要があるため、下記のとおり令和元年度の公募を延期する。 1 公募延期理由 令和元年度に公募を予定していた「足立区立新田おひさま保育園」は、一時的な保育需要に対応するために平成23年にプレハブ園舎で開園したものである。 新田地区にある他の公設民営保育園2園が令和3年度に公募を行うこと（指定管理期間は令和4年度末まで）を考慮し、新田地区としての保育需要を踏まえた適切な指定管理期間を令和3年度に検討するため、公募を延期する。 (図) 新田地区公設民営保育園の指定管理期間 2 公募延期対象施設 足立区立新田おひさま保育園 (足立区新田三丁目14番3号) 3 現在の指定管理者 社会福祉法人 太陽会 理事長 藤木 二幸 (足立区鹿浜五丁目28番18号)
今後の方針	保育の継続性を考慮し、現在の指定管理者の指定管理期間延長を承認するための諸手続を整備する。令和2年3月までに延長の妥当性を足立区子ども施設指定管理者等選定審査会で判断する。

教 育 委 員 会 報 告

令和元年12月12日

件 名	令和2年4月1日開設認可保育施設への支援について
所管部課名	待機児対策室 子ども施設整備課 子ども家庭部 子ども施設指導・支援担当課、子ども施設入園課
内 容	令和2年4月1日に23園（認可保育所20園、小規模保育1園、認証保育所2園）の開設に伴い、以下の支援を行っていく。 1 支援内容 (1) 事前説明会 ア 時期 1月17日（予定） イ 内容 「足立区教育・保育の質のガイドライン」の活用など (2) 認可前の事前検査 ア 時期 1月末～2月中旬 イ 内容 現地での施設の安全状況確認 ウ 担当 所管課の事務職員、保育士 (3) 開設直前支援 ア 時期 3月最終週 イ 内容 施設改善状況、4月1日の受け入れ体制の確認等 ウ 担当 所管課の事務職員、保育士 (4) 開設直後支援 ア 時期 4月第1週目 イ 内容 朝の受け入れ体制、安全対策の確認等 ウ 担当 所管課の事務職員、保育士 (5) 巡回支援 ア 時期 毎月 イ 内容 保育支援 (ア) 給食施設の衛生確認（4月） (イ) 園児の状況確認（アレルギー、怪我、感染症、虐待等） (ウ) 保護者・地域からの意見・要望・苦情の有無と内容 (エ) 職員に関する情報（退職、病気、異動等） (オ) 園外活動やプール遊びなどの注意点の確認等 ウ 担当 所管課の保育士、看護師、栄養士 2 保護者や保育士からの相談（既存園も含めて随時） 区民の声や電話等での保育施設への相談・苦情へは、必ず状況を確認し、課題解決を図る。
今後の方針	引き続き令和2年4月の待機児童解消に向けて、事業者と連絡を密に取りながら進捗状況を把握し、進行管理を徹底する。

教 育 委 員 会 報 告

令和元年 1 2 月 1 2 日

件 名	区内 4 警察署との児童虐待の未然防止と要保護児童の早期発見に向けた連携強化に関する協定の締結について
所管部課名	こども支援センターげんきこども家庭支援課
内 容	児童虐待事案（児童虐待の疑いのある事案を含む。）が増加、多様化している現状を踏まえ、足立区と区内 4 警察署（警視庁千住警察署、西新井警察署、竹の塚警察署及び綾瀬警察署）は、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律に基づき、連携の一層の強化を図るため、次のとおり協定を締結したので報告する。 1 協定内容の概要 ・ 区及び警察署が相互に保有する必要な情報の共有に努めること ・ 要保護児童対策地域協議会個別ケース会議に警察署も参加するよう努め、相互に情報共有を図り児童の安全確保に努めること ・ 児童の居所が判明しない場合や保護者が児童と会わせることを拒むなど、安全の確認ができない場合における連携強化 2 協定書 別紙のとおり 3 協定締結日 令和元年 1 2 月 9 日 4 個人情報保護 本協定に基づく個人情報の取扱いについては、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律に基づき情報の提供及び収集をするものである。なお、本件については令和元年 1 1 月 8 日開催の足立区情報公開・個人情報保護審議会において報告済である。 5 他区状況 2 3 区中 1 4 区で同様の協定が締結されている。
今後の方針	児童虐待案件のうちリスクの高い事案により迅速に対応していく。

児童虐待の未然防止と要保護児童の早期発見に向けた
連携強化に関する協定書

足立区（以下「区」という。）と警視庁千住警察署、警視庁西新井警察署、警視庁竹の塚警察署及び警視庁綾瀬警察署（以下これらを「区内各警察署」という。）は、児童虐待事案（児童虐待の疑いのある事案を含む。以下同じ。）が増加し、及び多様化している現状を踏まえ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づき、連携の一層の強化を図るため、下記のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

記

- 1 区及び区内各警察署は、児童虐待の未然防止及び要保護児童の早期発見に迅速かつ的確に対応するため、相互に保有する必要な情報の共有に努める。
- 2 本協定の締結による実施事項については、別紙「情報共有及び連携に関する申合せ事項」のとおりとする。
- 3 前項の実施事項に基づき相互に共有した情報については、確実に記録し、管理するとともに、保秘の徹底に努め、本協定の目的以外に使用しないものとする。

本協定の締結を証するため、本書を5通作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和元年12月9日

足 立 区 長

近 藤 や よ い

警視庁千住警察署長

窪 田 数 夫

警視庁西新井警察署長

小 林 仁

警視庁竹の塚警察署長

林 正 己

警視庁綾瀬警察署長

林 二 郎

情報共有及び連携に関する申合せ事項

1 情報の共有

(1) 区内各警察署からの照会及び情報提供

ア 区内各警察署は、児童虐待事案を認知した場合は、区に過去の対応状況について照会し、その際、当該児童及び保護者の氏名、生年月日及び住所並びに事案の概要等の情報を提供する。

イ 区は、区内各警察署からの照会に対し、過去の対応状況の有無を回答し、可能な限り保有している当該児童に係る情報を提供する。

(2) 区からの照会及び情報提供

ア 区は、虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待による児童虐待事案を認知した場合は、市町村子ども家庭支援指針に基づき、児童の居住地を管轄する区内の警察署に過去の対応状況について照会し、その際、当該児童及び保護者の氏名、生年月日及び住所並びに事案の概要等の情報を提供する。

イ 区は、前ア以外の児童虐待事案を認知した場合、必要に応じて、児童の居住地を管轄する区内の警察署に過去の対応状況について照会し、その際、当該児童及び保護者の氏名、生年月日及び住所並びに事案の概要等の情報を提供する。

ウ 前ア及びイの警察署は、区からの照会に対し、過去の対応状況の有無を回答し、可能な限り保有している当該児童に係る情報を提供する。

2 要保護児童対策地域協議会における連携

区は、児童虐待事案に関し、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会における個別ケース会議を積極的に開催し、区内各警察署は当該会議に参加するよう努め、相互に情報共有を図ることにより児童の安全確保に努める。

3 児童の安全確認及び安全確保における連携

(1) 区は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告を受けた事案について児童の安全確認を行う場合は、区職員又は区が依頼した者により、児童と直接会うことを基本とするとともに、安全確認のために必要な調査を行う。

(2) 区は、前号の調査の結果、児童の居所が判明しない場合は、児童の居住地を管轄する区内の警察署に相談する。区及び相談を受けた警察署は今後の対応を検討し、連携して相互に必要な措置に努める。

(3) 区は、第1号の調査において、保護者が児童と会わせることを拒むなど安全の確認ができない場合は、速やかに児童の現在地又は居住地を管轄する区内の警察署に相談する。区及び相談を受けた警察署は児童の安全確保を最優先に連携して相互に必要な措置を行う。

(4) 区及び区内各警察署は、前2号の措置を行った結果について、相互に連絡を行う。

(5) 区及び区内各警察署は、前各号のほか、事案の緊急性又は必要性に応じ、随時相互の情報共有を図るなど連携し、児童の安全確保に努める。

(6) 区及び区内各警察署は、児童の安全を第一とするとともに、通告者保護の観点に配慮した対応を行う。

4 申合せ事項の見直し

前1から3の事項について見直しの必要がある場合は、区又は区内各警察署の要請及び協議により行うものとする。

教 育 委 員 会 報 告

令和元年 1 2 月 1 2 日

件 名	文化・読書・スポーツ分野計画素案の策定とパブリックコメントの実施について
所管部課名	地域のちから推進部 文化・読書・スポーツ計画担当課、地域文化課、スポーツ振興課、中央図書館
内 容	文化・読書・スポーツ分野計画について、この度、計画素案（別添）がまとまったため、下記のとおり報告する。 記 1 計画素案について 「足立区文化芸術推進計画」「足立区読書活動推進計画」「足立区運動・スポーツ推進計画」について、足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議（以下、「推進会議」。）での審議を踏まえ、計画素案がまとまった。 （1）計画の全体構成 ア 第1章 共通理念 人生100年時代を区民の誰もが心豊かに生きるために、3分野の計画が相互の関連を意識しつつ施策を組み立てていく上での統一した方向性として、共通理念「楽しさに気づき、深め、広げ、心豊かに生きる」を設定。 イ 第2章 計画の考え方 各計画の基本的事項として、各分野の「定義」「目指す将来の姿」「計画の位置づけと計画期間」「計画の推進体制」を記載。 ウ 第3章 現状と課題 ・ 施設の配置状況や、これまでの区を取り組みを「現状」として整理。 ・ 「現状」と平成30年度に実施した「文化・読書・スポーツに関するアンケート調査」等の結果から、各分野における「課題」を抽出。 エ 第4章 施策体系 ・ 「課題」の解決に向けて、「施策の柱」「施策」「事業」を体系化。 ・ 全ての施策に「成果指標」を、また、施策を展開する全ての個別事業に「活動指標」を設定。

	2 パブリックコメントの実施について (1) 実施期間 令和元年11月27日（水）から12月26日（木）まで (2) 意見の提出方法 ア 文化・読書・スポーツ計画担当課及び地域文化課、中央図書館、スポーツ振興課窓口への持参 イ 郵送 ウ ファクシミリ エ 区ホームページの意見受付フォーム入力 3 今後の予定 <table><tr><th>年 月</th><th>主な動き</th><th>備 考</th></tr><tr><td>令和元年11月～ 令和元年12月</td><td>パブリックコメント 実施</td><td></td></tr><tr><td>令和2年2月 (日時未定)</td><td>第11回推進会議開催</td><td>・パブリックコメント結果の報告 ・計画策定の報告</td></tr><tr><td>令和2年2月13日</td><td>教育委員会報告</td><td>計画策定の報告</td></tr></table>	年 月	主な動き	備 考	令和元年11月～ 令和元年12月	パブリックコメント 実施		令和2年2月 (日時未定)	第11回推進会議開催	・パブリックコメント結果の報告 ・計画策定の報告	令和2年2月13日	教育委員会報告	計画策定の報告
年 月	主な動き	備 考											
令和元年11月～ 令和元年12月	パブリックコメント 実施												
令和2年2月 (日時未定)	第11回推進会議開催	・パブリックコメント結果の報告 ・計画策定の報告											
令和2年2月13日	教育委員会報告	計画策定の報告											
今後の方針	パブリックコメントの実施により区民意見を集約し、実効性の高い計画とするよう引き続き策定を進める。												

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和元年 1 2 月 1 2 日

件 名	「足立区教育振興ビジョン(案)」のパブリックコメントの実施について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	新たな「足立区教育振興ビジョン」を策定するため、下記のとおりパブリックコメントを実施する。 記 1 パブリックコメントの期間(予定) 令和元年 1 2 月 2 0 日(金)から令和 2 年 1 月 2 4 日(金)まで 2 今後の方針 ・ 提出された意見等に対する区の考え方を区HP等で公表(2月) ・ 計画策定決定、及び文教委員会報告(3月以降) 【参考】教育振興ビジョンの概要(案) (1) 計画策定の趣旨 今後 5 年間に取り組むべき施策・事業の明示 (2) 計画の対象 幼児期から義務教育期までの教育 (3) 計画の期間 令和 2 年度～令和 6 年度(5 年間) (4) 計画の位置づけ 教育に関するその他の計画の上位に位置付け (5) 計画の体系 足立区基本計画における教育施策を実現するための「戦略」を示し、戦略ごとに具体的な取り組みを体系的に整理 (6) 計画の進行管理 成果指標と活動指標を置き、PDCAサイクルに基づく事業展開
今後の方針	

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和元年 1 2 月 1 2 日

件 名	令和 2 年度新入学児童・生徒の区立小・中学校希望選択応募状況最終集計表の公表について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	令和 2 年度新入学児童・生徒の区立小・中学校希望選択の応募状況について、1 1 月 2 9 日に最終集計の公表を行った。 1 希望選択の応募状況の最終集計結果 別紙「令和 2 年度新入学 小・中学校選択の応募状況（最終集計表）」のとおりである。 なお、備考欄の「抽選校」の表示は、入学見込者数が受入可能人数を上回り抽選を実施する学校である。また「凍結校」の表示は、抽選は行わないが、受け入れる余地が無い場合、以降は学区域外から選択はできない学校である。 2 今後のスケジュール (1) 抽選会の実施 抽選を行う学校に応募した、学区域外の児童・生徒を対象に抽選を実施する期間 令和元年 1 2 月 6 日（金）から 1 2 日（木）まで (2) 就学通知書の発送 令和 2 年 1 月 2 2 日（水） (3) 繰上げ処理期間 抽選校への入学を辞退する児童・生徒が出た場合に、補欠者を順次繰上する期間 令和 2 年 1 月下旬から 2 月 2 8 日（金）まで (4) 最終待機者の指定校変更期間 最終的に繰上げとならなかった者の指定校変更期間 令和 2 年 2 月 2 8 日（金）から 3 月 6 日（金）まで
今後の方針	

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和元年 12 月 12 日

件 名	家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課
内 容	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、足立区認定保育ママのうち 1 事業者の認可手続き及び利用定員の確認を行った。 1 認可理由 認可要件として、職員配置や保育室の面積の基準のほか給食提供が必須となっているが、令和元年 10 月から給食実施保育ママからの外部搬入（家庭的保育コンソーシアム）により給食提供を開始したため 2 対象事業者 氏 名：石井 明子 所在地：興野一丁目 17 番 4 号 定 員：3 名 3 認可年月日 令和元年 11 月 1 日 4 利用者への周知 区ホームページ保育ママ募集人員表において、令和元年 11 月掲載分から認可事業者として表示する。
今後の方針	足立区認定保育ママの残り 10 名は、事業者からの外部搬入を希望しているため、外部搬入事業者の拡大により認可への移行を進めていく。

教育委員会情報連絡 事業実施報告（11月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（8回）	新田地域学習センター他	延べ 17人
	毎週水・金曜日（9回）	まちづくり工房館	2人
	第2・4土曜日（2回）	神明住区センター	0人
	第1土曜日（1回）	佐野住区センター	0人
犬ふれあい教室	1日（金）	辰沼小学校体育館	91人
	25日（月）	千寿双葉小学校体育館	74人
ふれあい動物教室	6日（水）	弘道第一小学校体育館	114人
	21日（木）	弘道小学校体育館	85人
成人の日の集い 実行委員会（第12・13回）	7日（木）	区役所	各16人
	28日（木）		
星空観察講座	9日（土）	ギャラクシティ	18人
クリスマス・ヴィレッジ 入所者対象自然体験教室	9日（土）	都市農業公園	14人
あだちふれあい 計算フェスティバル	10日（日）	庁舎ホール	442人
ロボット講座	10日（日）	ギャラクシティ	16人
ジュニアリーダー スーパー研修会	10日（日）	ギャラクシティ	31人
あそびのフリマ	10日（日）	アリオ西新井	110人
科学工作講座	10日（日）	ギャラクシティ	9人
あだち日曜教室	10日（日）	島根小学校	36人
のびのびプレイデイ	23日（土）	帝京科学大学7号館	115人
ブロック講座	24日（日）	ギャラクシティ	21人
親子体験キャンプ	24日（日）	舎人公園キャンプ場	8人
アートボランティア	30日（土）	ギャラクシティ	70人
ジュニアリーダー冬の宿泊キャンプ 事前説明会	30日（土）	区役所	43人

教育委員会情報連絡 事業実施・予定（１２月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（７回）	新田地域学習 センター他	15 人
	毎週水・金曜日（８回）	まちづくり工房館	5 人
	第２・４土曜日（２回）	神明住区センター	5 人
	第１土曜日（１回）	佐野住区センター	5 人
体験！一日大学生	21 日（土）	帝京科学大学 7 号館	120 人
ふれあい動物教室	4 日（水）	中川東小学校体育館	101 人
	5 日（木）	宮城小学校体育館	78 人
	14 日（土）	栗島小学校 1 年教室	56 人
星空観察講座	21 日（土）	ギャラクシティ	20 人
科学ブロック講座	22 日（日）	ギャラクシティ	20 人
ロボット講座	8 日（日）	ギャラクシティ	20 人
あだち日曜教室	8 日（日）	梅田地域学習センター	50 人
ジュニアリーダースーパー研修会	8 日（日）	ギャラクシティ	47 人
科学工作講座	8 日（日）	ギャラクシティ	20 人
成人の日の集い 実行委員会（第 14 回）	19 日（木）	区役所	16 人
ジュニアリーダー冬の宿泊キャンプ	21 日（土）～22 日（日）	水海道あすなろの里	43 人

行事实施結果（11月1日～11月30日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	参加人数
あだち放課後子ども教室安全管理員研修会Bコース 「言動が気になる子どもの理解」 講師：星槎大学教授 阿部利彦 氏	11/5（火） 10：00～12：00	こども支援センター げんき	107 人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「スポーツスタッキング」	11/5（火）	渕江第一小学校	19 人
	11/6（水）	鹿浜五色桜小学校	20 人
	11/22（金）	桜花小学校	20 人
	11/29（金）	関原小学校	12 人
足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏 三星保育園バザー オープニング演奏	11/9（土） 10：30～10：45	三星保育園	300 人
スペシャルおはなし会 「読み語りキャラバン in 西保木間保育園」	11/12（火） 16:00～16:40	西保木間保育園	105 人
おりがみサポーターレベルアップ講座 【2日制】×2コース（11/13～12/4） 講師：日本折紙協会認定講師 西川光恵 氏	A コース 11/13、20 毎（水）	生涯学習センター	A コース 32 人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「将棋」（千寿小学校）第1、2回（全8回）	11/13（水）	千寿小学校	40 人
	11/27（水）		
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「フラッグ鬼ごっこ」	11/15（金）	東栗原小学校	45 人
	11/18（月）	千寿双葉小学校	15 人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「将棋」（東栗原小学校）第2回（全8回）	11/20（水）	東栗原小学校	22 人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「ビブリオバトルを楽しもう」	11/20（水）	新田小学校	19 人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「英語遊び&歌体操ダンス」	11/22（金）	渕江小学校	20 人
第78回あだちアートリンクカフェ ゲストスピーカー：青柳呂武 氏（口笛奏者） テーマ：「口笛奏者としての歩み」	11/22（金） 18：30～20：00	東京芸術センター	17 人
スポーツ指導者スキルアップ講習会 「運動機能向上のためのトレーニング」（高齢期） 講師：健康運動指導士 田中秋乃 氏 ※区公認スポーツ指導員登録更新単位認定講座	11/23（土・祝） ① [理論編] 10:00～12:00 ② [実践編] 13:00～15:30	生涯学習センター	① 40 人 ② 37 人
～子どもと本をつなぐ～ 「放課後読書支援サポーター講習会」 担当：公社職員（放課後+One 学び・読書部会）	11/29（金） 10:00～12:00	生涯学習センター	12 人

行事实施予定（12月1日～12月31日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	予定人数
あだち放課後子ども教室安全管理員研修会Cコース 「放課後+One（プラスワン）」体験プログラム報告会	12/2（月） 10：00～12：00	生涯学習センター	150 人
小学校アウトリーチコンサート 出演：加藤直明 氏（トロンボーン） 白石光隆 氏（ピアノ） 1年生3クラス 1クラスごとに3公演実施	12/2（月） ① 2校時目 9：30～10：15 ② 3校時目 10：30～11：15 ③ 4校時目 11：30～12：15	千寿双葉小学校	74 人
おりがみサポーターレベルアップ講座 【2日制】×2コース（11/13～12/4） 講師：日本折紙協会認定講師 西川光恵 氏	Bコース 12/4（水）	生涯学習センター	Bコース 30 人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「スポーツスタッキング」	12/4（水）	鹿浜第一小学校	15 人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「将棋」（千寿小学校）第3回（全8回）	12/4（水）	千寿小学校	30 人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「英語遊び&歌体操ダンス」	12/5（木）	保木間小学校	20 人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「将棋」（東栗原小学校）第3～4回（全8回）	12/11、18、各（水）	東栗原小学校	30 人
スペシャルおはなし会 「読み語りキャラバン in 平野保育園」 出演：今年度修了者と自主グループ「きらきら」有志	12/12（木） 10:30～11:10	平野保育園	50 人
「新任スタッフ向け 安全管理講習会」第2回（全3回） 講師：NPO 法人スポーツセーフティージャパン派遣講師	12/17（火） 10：00～11：30	生涯学習センター	30 人
コンサート in ミュージアム BUoY —きらめく春、騒めく夏、彩づく秋、凍てつく冬— 出演：澤田勝春 氏（津軽三味線）米谷和修 氏（尺八、笛） 三宅治 氏（太鼓）	12/18（水） 19:00～20:15	BUoY	60 人
足立ジュニア吹奏楽団 自主演奏会 クリスマスコンサート in アリオ西新井	12/21（土） ①14:30～15:10 ②16:00～16:40	アリオ西新井	600 人
あそびで子どものカラダが変化する 「楽しい運動あそび講習会」～あそびで育む運動能力～ 講師：東京未来大学専任講師 篠原俊明 氏 ① 大人がリードする運動あそびの体験 ② 運動あそびのねらいと効果について	12/21（土） 10：00～12：00	生涯学習センター	30 人